

むつ市地域防災計画

資料・様式編

(平成19年度修正)

むつ市防災会議

資料編

目 次

資料 1	災害救助法の適用基準	1
資料 2	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	5
資料 3	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」早見表	6
資料 4	むつ市災害救護条例	9
資料 5	むつ市の気象	10
資料 6	むつ市の災害	18
資料 7	むつ市防災会議条例	35
資料 8	むつ市防災会議委員名簿	37
資料 9	むつ市災害対策本部条例	38
資料 10	むつ市職員配置	39
資料 11	事務組合職員配置	40
資料 12	日本赤十字社青森県支部アマチュア無線奉仕団むつ下北分団員名簿	41
資料 13	炊き出しの実施場所	42
資料 14	むつ市連合婦人会役員名簿	43
資料 15	むつ市赤十字奉仕団	44
資料 16	医療機関（病院・医院）	46
資料 17	市有車両一覧	47
資料 18	市内バス輸送機関	48
資料 19	むつ市旅客自動車事業協同組合	49
資料 20	青森県トラック協会下北支部会員	50
資料 21	大湊飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う 災害が発生した場合の連絡調整体制の整備に関する協定	51
資料 22	水道災害相互応援協定	54
資料 23	消防相互応援協定書（隣接事務組合間）	56
資料 24	消防相互応援協定書（むつ下北地区内）	58
資料 25	青森県消防相互応援協定書	60
資料 26	青森県広域航空消防応援協定	64
資料 27	大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	66
資料 28	全国伝統地名(旧国名)市町村連絡会議加盟市町 災害時相互支援に関する協定書	71
資料 29	災害時におけるむつ市内郵便局とむつ市間の協力に関する覚書	74
資料 30	災害時等における応急復旧活動の協力に関する協定書	76

資料 1

災害救助法の適用基準

(1) 適用基準の内容

災害救助法（以下「本法」という。）による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次の（ア）か（イ）に該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれか（A・B・C・D）に該当する場合

A 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第1条第1項第1号）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

（注）令：災害救助法施行令（以下「令」という。）

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

（令第1条第1項第2号）

（令別表第2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

(令別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。(令第1条第1項第3号後段)

省令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合(災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条)で、具体的には、次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省で定める基準に該当すること。(令第1条第1項第4号)

A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合(基準省令第2条第1項)で、具体的には、次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- B 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準省令第2条第2号）で、具体的には、次のような場合であること。
 - a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば餓死状態に陥る場合
 - b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(2) 災害救助法適用基準

市町村名	人口 (平成19.4.1現在)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上浸水	県の被害世帯数が1,500以上に達した場合
むつ市	65,692人	80	160	240	40

ア. 法適用基準

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

イ. 法外援護適用基準

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
2万人未満	20世帯
2万人以上 5万人未満	30世帯
5万人以上 10万人未満	40世帯
10万人以上	50世帯

ウ. 滅失世帯算定基準

区 分	算定基準
全壊、全焼、流失世帯	1世帯
半壊、半焼	1/2世帯
床上浸水	1/3世帯

(3) 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽症者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積 70%以上に達した程度のもまたは主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
床 上 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
床 下 浸 水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

(4) 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する救助の実施に着手することができる。(災害救助法施行細則第 1 条の 2)

資料 2

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1. 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2. 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合

3. 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4. 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

（参 考）

災害救助法施行細則第2条第1項に定める、別表第1の三の3の基準は、災害救助法適用時の被服、寝具等の給与基準である。

資料 3

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」早見表

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は次のとおりである。

なお、この基準により難い特別な事情があるときは、その都度厚生大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考																																						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり 31,000円以内 (加算額) 冬季(10月～3月) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,498,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,498千円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内																																						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,020円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給人員、日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊(焼)</td> <td>夏</td> <td>17,700</td> <td>22,700</td> <td>33,500</td> <td>40,100</td> <td>50,900</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,200</td> <td>37,700</td> <td>52,700</td> <td>61,800</td> <td>77,500</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊(焼)</td> <td>夏</td> <td>5,800</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>18,000</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>25,900</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table>			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊(焼)	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600	半壊(焼)	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400		
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																			
全壊(焼)	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400																																			
	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600																																			
半壊(焼)	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400																																			
	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400																																			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 --- 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 --- 社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																						

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 531,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の供給	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校・ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 176,000円以内 小人(12歳未満) 140,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存の建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 140,700円以内	災害発生の日から10日以内	実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師及び歯科医師 17,800円以内 薬剤師 12,300円以内 保健婦、助産婦及び看護婦 11,800円以内 土木技術者、建築技術者 17,700円以内 大工、左官、トビ職 21,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料 4

む つ 市 災 害 救 護 条 例

(昭和35年4月1日 条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、災害救助法並びに災害救助に関する青森県の規則、規程及び要領の適用を受けない災害が発生したとき、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(適用の基準)

第2条 この条例による救護は災害のため住家の全焼、全壊、流失又は半焼、半壊によって被害を受けた世帯が15世帯以上に達したときに行うものとする。但し、住家の半焼、半壊した場合の世帯は2分の1世帯、店舗のみの全焼、全壊及び床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯として被害世帯とみなす。

(救護の範囲)

第3条 この条例により罹災世帯に対する救護は、次の範囲で行うものとする。

- 1 収容施設の供与
- 2 たき出しその他の食品の給与
- 3 生活必需品の給与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 学用品の給与
- 7 前各号に規定するものの外市長が特に必要と認めるもの

(委任事項)

第4条 この条例施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 5

む つ 市 の 気 象 【平成 2 (1990)年 ~ 平成19(2007)年】

当市の気温、湿度、風向、風速、降水量と積雪について、特別地域気象観測所（むつ市金曲）の平成2年から平成19年までの観測値の月別平均値等を示した。

(1) 気 温

当市の月別の平均気温、最高及び最低気温の観測値は、次のとおりである。

月平均気温 ()

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
2	1990	-2.1	1.3	4.0	8.2	13.7	17.7	19.7	23.4	19.2	13.3	9.0	4.0	11.0
3	1991	0.6	-1.2	1.9	8.4	13.4	18.2	19.3	20.2	18.7	13.6	6.5	1.5	10.1
4	1992	0.1	-0.5	2.3	7.6	11.7	15.2	20.7	20.9	17.1	11.9	6.6	1.9	9.6
5	1993	0.1	0.0	2.6	7.1	11.8	14.5	16.4	19.1	17.4	11.5	7.4	1.6	9.1
6	1994	-2.5	0.5	1.5	8.2	13.6	15.9	20.7	24.1	20.4	13.3	6.9	0.6	10.3
7	1995	-1.7	-0.3	1.8	8.0	13.0	14.3	21.1	22.3	17.9	13.4	6.9	1.6	9.9
8	1996	-1.7	-1.4	1.4	5.9	10.5	14.7	19.6	20.4	18.1	12.3	6.0	1.2	8.9
9	1997	-0.2	0.1	2.1	7.8	11.8	15.8	21.6	21.0	17.8	11.1	8.5	2.6	10.0
10	1998	-3.3	-0.9	3.3	9.1	13.3	14.6	19.0	20.3	19.7	13.8	5.1	0.9	9.6
11	1999	-1.6	-1.5	0.9	6.8	12.6	17.2	20.5	24.0	19.9	12.7	6.7	1.2	10.0
12	2000	-0.1	-1.4	1.1	7.2	12.4	16.9	21.8	23.0	19.2	12.3	5.6	0.2	9.9
13	2001	-3.1	-3.0	1.5	8.4	11.8	15.8	20.3	19.3	17.3	12.5	6.9	-1.1	8.9
14	2002	-0.5	0.1	3.6	9.8	12.4	15.4	19.9	20.2	17.7	12.9	4.4	-0.7	9.6
15	2003	-1.4	-1.3	1.6	8.0	12.0	15.5	15.8	19.8	17.5	11.9	7.8	3.0	9.2
16	2004	-0.5	0.4	2.3	7.5	13.0	17.7	21.2	21.8	18.4	12.4	9.0	2.0	10.4
17	2005	-0.9	-2.2	1.4	7.5	10.5	16.4	18.8	23.3	18.8	13.4	7.0	-0.7	9.4
18	2006	-2.1	-1.2	2.1	5.4	12.5	15.0	18.5	23.0	18.1	12.8	7.4	1.8	9.4
19	2007	0.6	1.0	1.9	6.6	12.5	17.8	18.0	23.1	19.6	12.6	6.1	1.2	10.1
平 均		-1.2	-0.4	2.2	7.7	12.5	15.8	19.9	21.6	18.6	12.7	7.0	1.7	9.9

日最高气温の月平均 ()

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
2	1990	1.0	4.5	8.6	13.4	19.1	22.4	23.8	28.0	23.4	18.8	13.4	7.2	15.3
3	1991	3.4	2.2	5.8	14.0	19.5	23.1	22.8	24.2	23.5	17.3	10.6	4.9	14.3
4	1992	3.0	2.5	6.6	12.5	17.1	20.1	25.3	24.7	21.5	17.2	10.4	5.1	13.8
5	1993	3.1	2.7	6.5	11.9	17.4	18.4	20.0	23.1	21.9	16.5	11.5	4.9	13.2
6	1994	0.7	3.4	5.4	13.9	19.2	21.1	25.1	28.7	24.4	18.6	11.5	3.9	14.7
7	1995	1.5	3.3	6.0	13.4	18.2	18.8	25.4	26.1	23.0	18.6	10.7	5.1	14.2
8	1996	1.6	2.0	5.0	11.0	15.4	19.3	23.4	24.3	22.9	17.8	9.8	5.3	13.2
9	1997	2.8	3.3	6.4	13.2	16.9	20.6	26.8	25.0	21.7	16.7	13.2	5.9	14.4
10	1998	-0.1	2.2	7.8	14.3	19.4	19.0	23.0	23.7	24.0	18.6	8.9	4.1	13.7
11	1999	1.4	2.1	4.8	12.0	17.9	22.3	24.4	28.2	24.0	17.5	11.3	4.7	14.2
12	2000	3.0	1.8	4.7	11.5	16.9	21.6	26.1	27.4	23.2	17.5	9.7	3.4	13.9
13	2001	-0.1	-0.1	5.0	14.0	16.7	20.3	24.0	22.8	21.5	17.1	11.1	1.7	12.8
14	2002	2.6	3.7	7.8	15.2	17.5	20.1	23.5	23.4	22.1	17.1	7.8	2.4	13.6
15	2003	1.6	2.0	5.6	13.4	17.7	19.8	18.8	23.2	21.8	17.3	11.9	5.9	13.3
16	2004	2.8	3.7	6.8	12.2	18.1	22.5	25.6	26.2	22.6	17.3	13.0	5.5	14.7
17	2005	1.9	0.7	4.5	12.2	14.9	21.1	22.9	27.4	23.3	18.1	10.8	2.4	13.4
18	2006	0.7	2.2	5.9	9.3	18.2	19.6	21.8	27.4	22.8	17.3	11.5	5.1	13.5
19	2007	3.6	4.8	5.7	11.5	17.1	23.1	21.8	27.6	23.7	17.9	10.2	4.1	14.3

日最低気温の月平均 ()

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
2	1990	-6.1	-2.4	-0.7	3.1	8.8	13.8	16.4	19.6	15.3	8.1	3.5	0.7	6.7
3	1991	-2.6	-5.9	-2.0	3.3	7.9	14.0	16.6	16.9	13.7	9.5	1.9	-2.3	5.9
4	1992	-3.7	-4.2	-2.0	2.9	7.0	11.2	17.2	17.7	12.7	6.4	2.0	-1.8	5.5
5	1993	-3.4	-2.9	-2.0	2.6	7.1	11.3	13.6	15.8	13.2	5.8	3.1	-1.8	5.2
6	1994	-6.4	-2.5	-2.5	2.9	8.3	11.5	17.4	20.6	16.7	7.6	1.6	-3.3	6.0
7	1995	-5.9	-4.2	-3.0	3.0	8.7	10.7	17.4	18.9	12.8	8.3	2.5	-2.0	5.6
8	1996	-5.6	-5.3	-2.3	1.3	6.4	11.0	16.8	17.4	13.3	6.8	1.4	-3.2	4.8
9	1997	-3.5	-3.5	-2.5	2.3	7.3	12.4	17.5	18.0	13.9	5.5	3.4	-0.8	5.8
10	1998	-7.3	-4.5	-1.5	4.2	7.8	11.2	16.0	17.7	15.6	8.7	0.5	-2.7	5.5
11	1999	-5.4	-5.7	-3.4	2.1	7.6	12.8	17.5	20.7	15.5	7.2	1.7	-2.7	5.7
12	2000	-3.6	-5.6	-3.4	2.7	9.0	12.9	18.3	19.4	15.3	6.5	0.7	-3.1	5.8
13	2001	-7.3	-6.8	-2.7	3.1	7.8	11.8	16.9	16.4	12.8	7.3	2.0	-4.2	4.8
14	2002	-4.3	-4.2	-0.9	4.7	7.1	11.4	17.2	17.2	12.9	8.3	0.2	-3.9	5.5
15	2003	-5.2	-5.5	-2.7	3.0	7.1	11.9	13.7	16.9	13.1	5.8	2.9	-0.3	5.1
16	2004	-4.5	-3.6	-2.1	2.7	8.8	13.2	17.3	17.4	13.9	7.2	4.5	-2.1	6.1
17	2005	-4.7	-6.1	-2.3	2.6	6.8	12.8	15.5	20.0	13.7	7.9	3.0	-4.4	5.4
18	2006	-6.1	-5.5	-1.8	2.1	7.3	11.5	15.9	19.5	13.2	7.4	2.9	-1.8	5.4
19	2007	-3.0	-3.3	-2.0	2.1	8.4	13.1	14.9	18.8	15.4	6.5	1.3	-2.5	5.8

平均気温は7月、8月に高く、1月、2月は氷点下となる。総体的に夏季が短く、冬季の長いことがよくわかる。

(2) 湿 度

月別の平均相対湿度は、次のとおりである。

月別平均相対湿度 (%)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
2	1990	71	71	61	68	71	81	84	84	84	77	72	73	75
3	1991	71	70	65	68	69	82	86	83	78	78	70	72	74
4	1992	72	75	71	72	75	84	83	85	79	80	71	72	77
5	1993	75	73	64	66	76	85	84	84	82	74	72	72	76
6	1994	76	67	69	61	70	81	86	83	84	76	69	75	75
7	1995	75	72	76	71	79	88	83	85	78	80	68	71	77
8	1996	69	72	70	71	79	84	86	85	80	74	71	72	76
9	1997	73	73	65	66	77	85	82	86	80	79	73	72	76
10	1998	75	73	65	74	75	86	87	91	87	82	79	72	79
11	1999	76	77	73	79	74	81	90	87	81	75	75	74	79
12	2000	77	75	70	70	85	78	83	81	80	70	70	68	76
13	2001	74	65	67	64	75	77	83	84	79	76	67	68	73
14	2002	73	72	67	66	70	76	84	84	78	73	71	67	73
15	2003	73	75	69	73	76	83	88	88	83	75	75	74	78
16	2004	78	75	67	67	77	76	84	80	83	77	74	72	76
17	2005	78	76	71	69	76	85	86	86	80	77	75	76	78
18	2006	73	75	72	77	73	86	87	86	81	79	79	75	79
19	2007	75	70	75	74	79	83	86	82	83	75	74	79	78

全年値の17年間平均は76.3%で、年毎の大きな差はない。3月中旬から5月中旬が低く、6月の入梅の頃から夏場にかけて高い傾向にある。

(3) 風向・風速

月別の平均風速を次のとおりである。

月別平均風速 (m/s)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
2	1990	3.0	2.7	3.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.6	2.3	2.6	3.8	3.4	3.0
3	1991	3.1	3.3	3.3	3.5	3.0	3.1	3.0	2.5	2.7	3.1	3.1	2.6	3.0
4	1992	2.5	3.0	2.9	3.5	3.1	2.5	2.7	2.6	3.0	2.5	3.4	3.1	2.9
5	1993	3.2	3.4	3.4	3.8	3.1	3.0	2.5	2.8	2.8	2.9	3.4	3.5	3.2
6	1994	2.7	3.9	3.6	3.7	3.7	2.6	2.7	2.6	2.8	2.5	2.9	3.0	3.1
7	1995	3.2	2.7	2.6	3.3	3.2	2.6	2.6	2.6	2.7	2.3	4.1	3.1	2.9
8	1996	3.4	2.8	3.3	3.3	3.1	2.7	2.6	2.6	2.4	2.7	3.4	2.8	2.9
9	1997	3.2	3.2	3.7	3.4	3.1	2.7	3.0	2.7	2.3	2.7	3.2	3.1	3.0
10	1998	2.8	2.9	3.9	3.2	3.1	3.1	2.3	2.1	2.5	2.8	3.1	3.4	2.9
11	1999	2.9	3.3	3.0	2.7	3.1	2.6	2.4	2.2	2.4	2.6	2.4	2.8	2.7
12	2000	2.6	2.5	3.3	3.4	2.6	2.5	2.3	2.1	2.4	2.3	2.6	3.1	2.6
13	2001	2.9	3.2	3.0	3.3	2.6	2.7	2.2	2.2	2.2	2.4	2.8	2.8	2.7
14	2002	2.7	2.5	3.1	2.7	2.5	2.7	2.3	2.4	2.0	2.8	2.9	2.5	2.6
15	2003	2.9	2.1	2.8	2.7	2.4	2.4	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.7	2.5
16	2004	2.8	3.1	3.3	3.1	2.7	2.5	2.2	2.4	2.4	2.2	3.0	3.0	2.7
17	2005	2.8	2.9	3.2	3.0	2.9	2.2	2.3	2.1	2.1	2.2	2.8	2.8	2.6
18	2006	2.5	2.8	3.4	2.8	2.8	2.4	2.2	2.0	2.1	2.5	2.4	2.2	2.5
19	2007	2.3	2.7	2.8	2.8	3.0	2.3	2.3	2.2	2.4	2.4	2.9	1.9	2.5

全年平均値で見ると、この17年間は大きい差がないことがわかる。3月から5月が一年を通じて強く、梅雨から夏場にかけて穏やかである。風向は、梅雨時期に偏東風（ヤマセ）が吹く以外は、西よりの風となるが、観測地点の西から北西側に釜臥山がそびえ、南側が陸奥湾として開けているため、幾分南に傾く傾向がある。

(4) 降水量と積雪

月別の降水量を示すと次のとおりである。

月別降水量 (mm)

年	月	1	2	3	4	5	6
2	1990	127.0	54.0	49.5	126.5	31.5	90.0
3	1991	85.5	136.5	49.5	78.5	47.0	60.5
4	1992	45.5	91.0	58.0	59.5	91.5	72.0
5	1993	90.5	170.5	53.5	71.0	93.0	206.0
6	1994	86.5	77.0	71.0	30.5	114.0	58.5
7	1995	107.5	55.5	78.5	125.5	167.5	37.0
8	1996	87.5	87.5	82.0	62.5	96.0	182.0
9	1997	61.5	107.0	62.0	32.5	149.5	116.0
10	1998	123.5	53.0	51.0	89.0	138.5	265.0
11	1999	66.0	114.0	127.5	61.0	178.5	103.5
12	2000	220.5	81.5	104.5	96.5	115.0	49.0
13	2001	114.0	56.5	72.5	29.5	71.5	57.5
14	2002	129.0	54.0	119.5	41.0	91.0	86.0
15	2003	95.0	54.0	81.5	100.5	41.0	130.0
16	2004	157.0	136.5	72.0	90.5	107.0	70.5
17	2005	148.0	126.0	123.0	72.5	85.0	42.0
18	2006	41.5	59.5	114.0	108.5	102.0	77.5
19	2007	133.0	76.0	72.5	74.0	122.5	64.0

年	月	7	8	9	10	11	12	全 年
2	1990	177.0	157.0	332.5	195.5	208.5	118.5	1,667.5
3	1991	206.0	180.0	104.5	152.5	62.0	90.0	1,252.5
4	1992	140.0	174.0	189.5	113.0	117.5	77.0	1,228.5
5	1993	118.0	131.5	122.5	85.0	82.0	161.0	1,384.5
6	1994	73.5	205.5	294.0	58.5	51.5	85.0	1,205.5
7	1995	101.5	154.0	136.5	94.5	76.5	50.5	1,185.0
8	1996	161.0	64.0	176.5	26.0	113.0	67.5	1,205.5
9	1997	20.0	249.0	143.0	128.5	141.5	78.0	1,288.5
10	1998	63.5	226.5	228.5	232.5	183.5	75.5	1,730.0
11	1999	157.5	69.5	182.0	183.5	64.0	126.0	1,433.0
12	2000	199.0	36.5	208.5	36.5	113.0	75.5	1,336.0
13	2001	235.0	147.5	228.0	189.0	68.0	66.5	1,335.5
14	2002	183.0	250.0	101.0	184.0	121.5	62.0	1,422.0
15	2003	104.0	203.5	168.0	64.0	112.0	120.5	1,274.0
16	2004	133.0	159.5	261.5	79.5	119.0	159.0	1,545.0
17	2005	185.5	50.5	189.0	114.0	118.0	123.5	1,377.0
18	2006	123.0	93.0	114.0	193.5	202.5	137.0	1,366.0
19	2007	81.5	140.0	263.0	55.5	237.0	130.0	1,449.0

この17年間の年間降水量をみると、平成2年と平成10年が特に多い以外は、ほぼ一定している。

平成2年は、9月から11月まで台風や低気圧が次々と去来して大雨を降らせたことによる。平成10年は、台風発生数が少ない年であったが、そのほとんどが上陸又は接近して青森県にも大雨を降らせるなどの影響を与えたことによる。

次に、積雪の深さの月最大値を示すと次のとおりである。積雪期間が11月から4月のため、当年の11月、12月及び翌年の1月から4月の値で示した。

月別最深積雪深 (cm)

年	月	11	12	1	2	3	4
2～3	1990～1991	1	10	25	<u>40</u>	25	0
3～4	1991～1992	3	20	16	<u>39</u>	36	7
4～5	1992～1993	14	43	35	68	<u>78</u>	-
5～6	1993～1994	5	23	<u>58</u>	56	26	2
6～7	1994～1995	-	16	48	<u>58</u>	54	2
7～8	1995～1996	3	14	35	<u>68</u>	50	4
8～9	1996～1997	12	25	24	<u>63</u>	34	-
9～10	1997～1998	-	25	62	<u>70</u>	18	-
10～11	1998～1999	16	1	22	<u>71</u>	70	5
11～12	1999～2000	8	32	15	49	<u>51</u>	2
12～13	2000～2001	5	8	59	<u>92</u>	81	-
13～14	2001～2002	7	28	45	<u>49</u>	30	-
14～15	2002～2003	4	12	44	<u>54</u>	35	2
15～16	2003～2004	7	25	65	<u>79</u>	48	24
16～17	2004～2005	-	29	41	<u>71</u>	70	4
17～18	2005～2006	4	49	52	<u>73</u>	40	3
18～19	2006～2007	-	7	19	16	<u>53</u>	-

最深積雪深は、年により変動が多いが、ここ17年間は1mを超える積雪は記録されていない。厳冬の積雪は少なくなったが、春先に重い雪がまとまって降ることが多くなった。平成11年3月の雪はその典型ともいえるもので、積雪がゼロとなった後にいきなり70cmの降雪となった。この重い雪のため、除雪が効率よくできないこと、着雪による倒木などで各所で交通に障害が発生した。

参考のため、過去の1mを超える積雪を記録した年を示すと、昭和11年(148cm)、22年(113cm)、32年(108cm)、43年(145cm)、50年(110cm)、52年(170cm)、59年(122cm)及び60年(113cm)である。昭和52年の積雪が突出しているが、これは同年2月14日の50cm、翌15日の93cmの降雪によるものである。

資料 6

む つ 市 の 災 害

むつ市で起きた気象災害、地震津波等の災害について、明治以来のものについてまとめた。

市制施行以前の記述は、むつ測候所が昭和61年8月に発行した「下北の気象50年」の中の「下北の災害史年表」より、当市に関係した部分を抜き出したものである。市制施行以後については、前述の「下北の気象50年」の他、市の災害調査記録、青森県あるいは青森地方気象台の報告書を参考にまとめた。

なお、むつ測候所が「災害史年表」をまとめるに当たり利用した文献を市も間接的に活用させていただいたことになる。これらの文献名を記載し、紙面を借りてお礼申し上げたい。

文 献

「青森県60年間の異常気象」	気 象 庁
「異常気象報告」	仙台管区気象台
「青森県災害史」	青森地方気象台
「青森県気象月報」	同 上
「青森県気候誌」	同 上
「災害記録」	青 森 県
「下北現代史略年表」(明治、大正編)(昭和編)	鳴 海 健太郎
「下北半島史」「宇曾利百話」「田名部町史」「東通村史」「大畑町史」	笹 沢 魯 羊
「東奥日報年鑑」「新聞記事に見る青森県日記百年史」	東 奥 日 報 社
「下北の気象50年」	む つ 測 候 所

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
1868 (明1)	5月～6月	洪 水	5月17日から連日の降雨があり、27、28日大雨となり、6月1日まで続き、諸川出水。6月20日から降雨があり、22日大雨となった。23日夜半から田名部川氾濫、柳町を除く町々に河川水漲り溢れ、船に棹さして往来したという。
1870 (明3)	9月18、19日	強 風	18日夜から19日昼頃まで、アイの下も風(北北東風)に雨も加わり大風雨となった。塀は倒され、屋根は剥がれ、妙見平(斗南ヶ丘)に建築中の斗南藩屋敷の80棟全部の屋根が吹き飛ばされた。
1886 (明19)	4月6日	火 災	城ヶ沢村角違の原野から出火し、角違部落に延焼し、民家22戸を焼失した他、小回船1隻、漁船4隻を焼失した。
1890 (明23)	10月14日	火 災	田名部本町に出火、196戸の他警察署、小林区署、郵便局、公立病院、郷社等を焼失した。(1893年10月14日とする資料もある。)
1894 (明27)	4月24日	火 山 鳴 動	午前6時30分頃、恐山が鳴動し、一時人心恟々としたが、この日はこの1回、翌朝また1回あっただけで、その後異常は起きなかった。
1896 (明29)	5月28日 6月16日	火 災 津 波	午前0時40分頃、田名部新町で出火、火は大川を越して本町、小川町に延び249戸を焼失した。外に小学校、村役場、収税署、登記署、病院、郵便局等を焼払い、田名部は一面の焼け野原となった。 この日青森市での最大風速は西南西 13.8m/s、平均湿度は43%であった。 午前7時33分、三陸沖でマグニチュード 7.6の地震が起き、宮城県から青森県尻屋さらに下北北部沿岸まで津波が襲来した。このため全域で死亡27,000人、負傷 5,451人に到り、そのうち青森関係では死亡 345人、負傷 211人を数えた。
1897 (明30)	10月8日	大雨・洪水	下北に豪雨あり、死者9名、行方不明11名、家屋の浸水2,000戸余に達した。
1898 (明31)	4月20日	火 災	田名部本町から出火し、同町内52戸と郵便局を焼失した。
1904 (明37)	9月17日	大雨・洪水	下北一円に大雨があり、大湊地区では終日豪雨となり、大平の大荒川、大湊の大沢川と川守の河川などが氾濫し、十数年来の大洪水となった。
1907 (明40)	4月19日	火 災	移動性高気圧の中心が東北地方中部を通過した。田名部横迎町で出火し、45戸を焼失した。
1916 (大5)	9月17日	洪 水	低気圧が能登半島の沖にあり、下北では南風の場合で雨が降っていた。大湊の上町、下町が洪水に見舞われた。
1922 (大11)	2月16、17日	大雪・強風	低気圧が房総沖から太平洋沿岸に北上し雪と風によって各地に被害をもたらした。大湊線の電柱の大部分が倒れ、

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	8月24日	大雨・洪水	<p>電信等が不通となり、陸奥湾内の船舶も多数の被害があった。</p> <p>太平洋から張り出した高気圧の縁辺にあたり、北陸から北海道にかけての日本海側で雨が降っており、田名部でも大雨となり田名部川が氾濫し、200戸が浸水した。</p>
1924 (大13)	12月22、23日	大雨・洪水	<p>日本海沿岸沿いに北上してきた低気圧が津軽海峡から北海道東方海上に抜けた。田名部で70mmの雨に加え融雪による増水もあり、田名部川が氾濫し、約300戸が床下浸水の被害を受けた。</p> <p>(昭和14年12月21日にも同様の災害記事がある。)</p>
1929 (昭4)	6月11日	火 災	<p>オホーツク海に高気圧があり、弱い南東風で北海道では雨が降っていた。</p> <p>大湊町城ヶ沢で出火し、31戸が全焼した。</p>
1931 (昭6)	3月9日 4月27日	地 震 火 災	<p>12時29分頃、強い地震を感じ、下北地方にも被害があった模様。震源地は青森県東方沖でマグニチュードは7.6であり、青森と盛岡で震度4を観測した。</p> <p>低気圧が北海道東岸にあり、北西の風がやや強い場であった。</p> <p>午前2時40分、田名部本町から出火し、46戸を焼失した。</p>
1935 (昭10)	8月21～24日	大雨・洪水	<p>梅雨前線の活動で県南主体に雷雨性豪雨があった。田名部、大湊ともに洪水が起き農作物をはじめ各方面に被害があった。</p> <p>3日間の総降水量は田名部で160mmであった。</p>
1936 (昭11)	9月28日 10月3、4日	強風・大雨 洪水 沿岸波浪 大雨・洪水 沿岸波浪	<p>低気圧が日本海を北上し、風雨が強まった。田名部川支流は28日午前2時の満潮時に、本流は10時頃氾濫し、路上1m～2m近くの水位となり、行方不明4名、床上浸水185戸、田畑冠水835町歩、橋流失4カ所、船舶流失1隻などの被害があった。</p> <p>下北郡北通りでは波浪がうち寄せ、人家の倒壊があった。</p> <p>大湊線の近川 - 横浜間で鉄道が幅50m、高さ15mにわたって決壊した。</p> <p>田名部の最大風速ENE17.8m/s、日降水量121.9mm</p> <p>3日夜半、中心気圧933mbの台風が三陸沖を北上した。</p> <p>城ヶ沢では海岸が決壊し、大湊では小松野川の氾濫により町道が決壊した。田名部の最大風速は、4時5分W19.3m/s、降水量は68.2mmであった。</p>
1940 (昭15)	7月15日	強 風	<p>台風が13日、日本海に入り、15日朝973mbで青森県西方沖を通過した。15日朝から風が強まり夜半まで続いた。このため水田、畑に被害があった。田名部の最大風速は18時20分にW23.3m/s、降水量は14.3mmであった。</p>
1942 (昭17)	11月19日	大雨・洪水	<p>低気圧が18日朝津軽海峡の西にあり、北海道東岸に移動したが、津軽海峡には低圧部が残った。田名部では17日午後から雨となり、19日までの総雨量は103.5mmとなった。</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
			このため、田名部川が氾濫、洪水となった。
1946 (昭21)	3月30日	融雪・洪水	29日、津軽海峡を低気圧が通り南西の風が強く気温も上がった。 30日は西風が変わったが気温は下がらず融雪が進んだ。 このため、各地で出水し、大湊線の近川 - 田名部間が不通となった。
1953 (昭28)	3月3日	着 雪	日本海にあった低気圧が3日東北地方中部を通過して太平洋に抜けた。 このため東よりの風で湿り雪が降り、着雪のため田名部 - 近川間で400本の電柱が倒壊した。田名部の降雪量は19cm、最大風速はN E 7.8m/s、日平均気温 - 0.7、平均湿度96%であった。
1955 (昭30)	2月20日 10月7、8日	大雨・洪水 強 風 大雨・洪水 強 風	秋田沖と関東中部に低気圧があり、前者は青森県を通過して室蘭沖で後者とまとまって発達しながら、津軽西方に副低を発生させ、各地に強風をもたらした。 田名部では20日日中、雨まじりの雪となり田名部川の堤防が決壊し、120戸が浸水を受けた。 田名部の最大風速は、21時30分W 24.1m/s、降水量は38mmであった。 低気圧が発達しながら北東に進み、7日夜深浦沖に達した。これに伴い、温暖前線が北上し、青森県北部に停滞し、7日夜から8日朝にかけて大雨をもたらした。 下北各所に多大な被害をもたらし、田名部川も氾濫し、大きい被害が発生した。田名部の最大風速は、8日16時20分W S W 23.2m/sで、総降水量は114.1mmであった。
1956 (昭31)	5月6日 10月31日	強 風 高 潮	黄海から日本海西部に入った低気圧が6日9時には北海道西方沖にあり、これから南に伸びる寒冷前線の前面で南よりの強風が吹いた。 下北地方各地で家屋や建造物の損壊が続出し、近川にあった田名部第三中学校（現近川中）の建築中の体操場が倒壊した。 田名部の最大風速は、17時40分W S W 23.5m/sであった。 31日朝低気圧が秋田沖にあり、日本海を北上して、間宮海峡に向かった。その間、寒冷前線が通過し、南東後北西の風が特に強く、陸奥湾沿岸に高潮をもたらした。 大湊では石垣決壊、棧橋流失等の被害があり、その他、漁具が多数流失した。 田名部の最大風速は、10時20分S E 19.6m/sであった。
1957 (昭32)	2月11日	強 風 船 舶 遭 難	低気圧が樺太南部にあつて、寒冷前線が太平洋に伸び、冬型の気圧配置で季節風が強まった。 陸奥湾の田名部町奥内沖合で磯舟が強風のため転覆し、3名が死亡した。また、吹雪のため大湊線が運休した。 田名部の最大風速は、17時40分W S W 23.5m/sであった。
1958 (昭33)	2月2、3日	着 雪	台湾付近に発達した低気圧が本州を縦断して八戸付近を通過した。

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	3月18日	着 雪	<p>2日夕刻から東よりの風が強まり、雨混じりの湿雪を伴い、下北地方では電線に着雪し、通信施設の電柱折損98本、傾斜 350本、その他の被害があり、国鉄大湊線は一時不通となった。</p> <p>田名部では午後から雪が降り出し、夕刻にかけて強まり午後10時頃から曇りとなり、夜半過ぎ雪、朝になって雨となった。2日から3日にかけての降雪量10cm、最大風速は、3日4時20分N E 12.9m/sであった。</p> <p>低気圧が南岸沿いに北上し、千島に向かった。</p>
	8月18、19日	大雨・洪水	<p>17日夜から湿り雪が降り、18日朝には東よりの風も強まり、電線等に着雪の被害を受けた。田名部での積雪量は20cm、最大風速は、18日8時30分E N E 10.5m/sであった。</p> <p>17日高気圧が北日本を通過し、後面の谷の接近で前線活動が活発となり、18日前線上の低気圧が日本海に入り、夜になって雨が強まり、次の低気圧で10日午後再び強い雨となった。</p>
	9月17、18日	大雨・洪水	<p>大湊で床下浸水5戸の被害があった。</p> <p>2日間の降水量は、田名部で85mmに達した。</p> <p>台風21号が18日早朝神奈川県に上陸し、関東地方を縦断して三陸沖に抜け、夜半にはオホーツク海に去った。</p> <p>田名部川が氾濫し、床下浸水350戸となった他、水田の冠水、浸水が田名部600町歩の被害となった。</p>
	9月26、27日	大雨・洪水 強 風	<p>2日間の降水量は、田名部川上流の砂子又で123mmであった。</p> <p>台風22号(狩野川台風)は陸上から仙台湾に抜けて沿岸沿いに北上し、八戸沖から北西に進路を変え、27日夜津軽海峡から千島南東沖に去った。下北半島は27日夕刻まで暴風雨となった。</p>
	12月10日	強風・波浪	<p>田名部川が氾濫し、床上浸水207戸、床下浸水636戸、住家全壊1戸、半壊3戸、冠水田畑600町歩があった。</p> <p>降水量は大間220mm、佐井176mmと半島北部から恐山山地を含め田名部まで150mm以上あり、その他の所でもほとんど100mmを超え、少ない所でも90mm近いという大雨であった。</p> <p>日本海西部から東進してきた低気圧が発達しながら、10日朝には北海道中部に達し千島南東沖へ向かった。</p> <p>10日朝から暴風雨となり、陸奥湾沿岸の一部に強風と高波によって、護岸、堤防の破損、家屋の倒壊などの被害を出した。</p> <p>田名部の最大風速は、16時50分W N W 24.1m/sで、11日朝まで10m/s以上の強風が続いた。</p>
1960 (昭35)	5月24日	津 波	<p>前日南米のチリに起きた地震による津波が、太平洋全域に襲った。</p> <p>むつ市では水位が地上10～30cmとなり、田名部川河口付近一帯と大湊で95戸が浸水した。</p>
1961 (昭36)	5月29日	強 風	<p>中国大陸に上陸後一旦衰えて温低となった台風4号は、日本海に出て再び発達し北東に進んで北海道を通過した。</p> <p>青森県では記録的な暴風となり、田名部高校、大平小学校の屋根が飛び、住宅の一部破損等が発生した。</p> <p>田名部の最大風速は、19時40分W S W 28.7m/sであった。</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	9月16、17日	沿岸波浪	台風18号（第2室戸台風）が日本海を北上して青森県西方約80km沖を通過し、県下各地に被害があった。 大湊浜町に波浪が押し寄せ、また河川が氾濫して浸水被害が発生した。 住家全壊3戸、半壊30戸、床上床下浸水60戸、耕地冠水等 200ha、河川護岸決壊5カ所等の被害があった。
	10月5、6日	大雨・洪水	田名部の最大風速は17日1時50分W 17.0m/sであった。 日本海の停滞前線上の低気圧が青森県西海岸を北上し、大雨をもたらしたが、特に上北、下北地方に多かった。 床下浸水72戸の被害が発生した。
1963 (昭38)	1月6～8日	沿岸波浪	日本海西部と四国沖に低気圧があり、四国沖のものが発達しながら三陸沖を通り962mbまでになった。 烏沢海岸で被害が発生した。
	4月8、9日	着 雪	田名部の最大風速は、8日3時50分N 13.3m/sであった。 8日朝低気圧が四国沖と若狭湾にあって北東進していた。全般に南東風となり、湿り雪が昼頃から降りだし9日朝まで続き電線着雪の被害があった。 通信関係では、裸線切断が大湊で10km、田名部で30kmにわたり、大湊 - 川内9回線、市内18回線など下北一円が不通となった。 電力関係でも、電柱倒壊、傾斜及び断線等の被害が多数発生した。
	6月14日	大雨・洪水	田名部の降雪量は13cm、降水量は43mm、最大風速は9時40分N E N 8.3m/sであった。 台風3号は四国、中国地方を横断し、日本海に入り北東進したが、佐渡沖で分裂して温帯性低気圧となった。一つは青森県南部を午後4時過ぎに八戸沖に抜けた。 雨は14日早朝から降り始め、午後1時から2時にかけて最も強く夕方には収まった。 住家床下浸水10戸、非住家浸水6棟、道路決壊1カ所、耕地冠水20ha等の被害が発生した。 むつの降水量は75mmであった。
1964 (昭39)	1月31日 ～2月2日	着 雪	1月31日から2月2日にかけて低気圧が日本海から東北中部を通り太平洋に抜けた。31日午後から東よりの風雪が強まった。東北電力むつ営業所管内では、着雪のため、電線の切断が1,240カ所に上った。 降雪量の合計は、田名部で40cmであった。田名部の最大風速は1日9時40分E 15.8m/sであった。
	2月11日	大雪・強風	大陸の高気圧が北日本に張り出し、一方低気圧が東シナ海から、10日には関東沖に進んだ。9日午後から雪が降り出し10日夜日本海にも低気圧が発生し、東に伸びる前線が東北北部に停滞し、北東気流による降雪が12日まで続いた。 11日、国鉄大湊線で吹き溜まりのため列車が立ち往生し、大湊線、大畑線とも全面運休となった。道路も交通不能となり下北バスの各路線も運休となった。小中学校のすべてが休校となり、各地で停電があった。 田名部での最大風速は、20時40分E 20.0m/sであった。 10日から11日にかけての降雪量は47cmであった。

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
1965 (昭40)	7月10、11日	大雨・洪水	<p>10日夜から11日にかけて梅雨前線上を低気圧が北東に進み青森県では大雨となった。 住家床上浸水1戸等の被害が発生した。又国鉄大湊線の路盤が欠損し、列車2本が運休した。 降水量は恐山山地の南側で多く、田名部では77mmであった。</p>
	9月5日	竜 巻	<p>上空に寒気が入り、大気の状態が不安定となっており、4日から各地で発雷した。 むつ市大平地区で竜巻が発生した。午前11時25分頃、山田開拓部落に発生、南下して一本松、松ヶ丘の住宅地域をへて荒川沿いに蛇行しながら、同35分荒川河口に達した。 被災範囲は幅20m、距離1.5km、面積は3万㎡に及んだ。 負傷者11名、住家全壊31戸、半壊17戸、一部破損26戸、非住家全壊8棟、半壊6棟、電柱傾斜26本、電線切断236カ所、農作物2ha等の被害が発生、また11時40分から17時20分まで停電となった。 田名部測候所では11時39分から11時40分にかけて釜臥山の中腹の積乱雲から地上付近に垂れ下がる漏斗雲を観測した。この漏斗雲は山の北側から南側に移動して消滅した。 日本海沿岸近くを北上した台風23号は、10日夜津軽半島をかすめて北海道へ向かった。下北半島では、10日朝から夜まで雨が強く、東よりの風が夕方から強い南よりの風になった。 大湊では、波浪のために住家床上浸水40戸、床下浸水14戸、住家破損26戸、海岸線損壊50～60m、桟橋、非住家等の土台等の破損や船等物資の流失する被害があった。 田名部の最大風速は、11日1時S W 19.0m/sであった。</p>
	9月10、11日	大雨・洪水 沿岸波浪	<p>台風24号は18日3時頃、東北南部に達しさらに日本海沿岸に沿って北上し、5時頃秋田付近から再上陸し、7時頃津軽海峡の東方海上に抜けた。降水量は16日と18日に多かったが、被害は18日夜になって起きた。 18日、田名部川の水位が上がり、20時頃の満潮と重なり、支流の小河川が各所で溢れ、田名部川も氾濫した。 住家床上浸水135戸、床下浸水575戸、非住家浸水115棟、被災者数は2,920名に上った。 降水量は、田名部で85mm、田名部川上流の砂子又で121mmであった。</p>
9月18、19日	大雨・洪水	<p>田名部の最大風速は、11日1時S W 19.0m/sであった。 台風24号は18日3時頃、東北南部に達しさらに日本海沿岸に沿って北上し、5時頃秋田付近から再上陸し、7時頃津軽海峡の東方海上に抜けた。降水量は16日と18日に多かったが、被害は18日夜になって起きた。 18日、田名部川の水位が上がり、20時頃の満潮と重なり、支流の小河川が各所で溢れ、田名部川も氾濫した。 住家床上浸水135戸、床下浸水575戸、非住家浸水115棟、被災者数は2,920名に上った。 降水量は、田名部で85mm、田名部川上流の砂子又で121mmであった。</p>	
1966 (昭41)	1月4、5日	大雨・強風	<p>四国沖と日本海中部にあった低気圧が宮古付近で一つにまとまり、青森県沿岸を通過する時には978mbと台風並に発達し県下全域で暴風雨となった。 床上浸水3戸、床下浸水2戸、非住家破損2棟、港湾施設損壊、電柱の折損1本及び傾斜20本の被害があった。 田名部の最大風速は、E N E 19.0m/sであった。</p>
	1月18、19日	強風・低温	<p>17日から冬型の気圧配置が続き、連日強い季節風が吹き、低温や風雪による被害が出た。 18日、国鉄大湊線は野辺地 - 横浜間の吹き溜まりのため、午前8時から夜まで運休となった。 19日、水道管の破裂が40件に達した。また市内の変電所で碍子が塩害を受け、下北の全域と上北の一部25,000戸で停電となった。 田名部の18日の平均風速は8.9m/s、最大風速は13.3m/s</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	3月29、30日	強風・着雪	<p>で、19日の平均気温は - 10.5 、最高気温は - 8.9 、最低気温は - 13.3 で、2日間の降雪量の合計は20cmであった。</p> <p>本州南岸沿いに北上した低気圧は29日発達しながら三陸を北東に進み、30日朝は根室の南でさらに発達した。</p> <p>29日昼頃まで雨で、その後雪に変わったが、気温は0以上で一時雨を混じえて、30日過ぎまで続いた。</p> <p>通信施設で、電柱の倒壊、傾斜等334本、支線232条、裸線1,152kmに被害があった。また、電力関係で電柱倒壊22本、折損3本、傾斜297本、支線125条、その他の被害があった。</p> <p>田名部の最大風速は、29日11時50分 N N E 12.3m/sであった。</p>
	6月29日	大雨・洪水	<p>台風4号が28日夜関東沖にあり、29日早朝三陸沖、30日には千島に達した。雨は27日夜半から降りはじめ、29日朝まで続いた。</p> <p>29日午前11時頃から田名部川上流の蛇行部分が各所で氾濫し、午後1時頃には満潮時と重なり、田名部川の水はさらに膨れ上がり田名部の市街地が濁流に浸った。</p> <p>住家床上浸水810戸、床下浸水583戸、道路損壊11カ所、河川護岸等決壊10カ所、耕地冠水等985ha、その他公共施設、農業施設、水道施設、農作物に甚大な被害を受けた。</p> <p>また、国鉄大湊線は29日午後1時から30日午前1時まで不通となった。</p> <p>田名部での27日からの総降水量は148.8mmで、最大風速は29日午前0時30分の N E 13.5m/sであった。</p> <p>田名部川上流の砂子又では、130mmを記録したあと雨量計故障のため測定不能となったが、小田野沢181mm、泊177mm及び六ヶ所177mmの雨量より、160～170mm程度は降ったものと推定された。</p>
	8月18～20日	大雨・洪水 雷 雨	<p>15日から20日にかけて、東西に伸びる前線を低気圧が次々に通り、連日強い雷雨をもたらした。</p> <p>20日午前1時15分、市内の送電線に落雷し、下北地方の27,000戸が停電した他、市内では10カ所でトランスが焼失した。田名部での観測では、午前1時から午前3時20分まで雷が続いた。</p> <p>各地の降水量は1日で50mm前後であったが、この期間中2～3日は40～50mmの降水があり、16日から20日までの総降水量は、恐山山地及びその周辺で150mm前後となった。</p> <p>急激に発達した低気圧が日本海から青森県東方沖に進み、冬型の気圧配置となり季節風が強まった。</p> <p>午後4時過ぎ、芦崎湾で磯舟とともに1名が行方不明となった。</p> <p>田名部の最大風速は、15時40分 S W 20.3m/sであった。</p>
	11月21日	強風・波浪 船 舶 遭 難	<p>各地の降水量は1日で50mm前後であったが、この期間中2～3日は40～50mmの降水があり、16日から20日までの総降水量は、恐山山地及びその周辺で150mm前後となった。</p> <p>急激に発達した低気圧が日本海から青森県東方沖に進み、冬型の気圧配置となり季節風が強まった。</p> <p>午後4時過ぎ、芦崎湾で磯舟とともに1名が行方不明となった。</p> <p>田名部の最大風速は、15時40分 S W 20.3m/sであった。</p>
1968 (昭43)	5月16日	地震・津波	<p>午前9時49分、強い地震があり、大きい被害となった。当市は震度5で、地震の規模はマグニチュード7.9であった。震源地が北海道十勝沖のため「十勝沖地震」と命名された。</p> <p>災害発生と同時に、電話不通、停電となり、また、国鉄大湊線、大畑線の軌道に路盤陥没、決壊等が発生し、長期間不通となった。</p> <p>また、早掛沼、一里小屋及びカッタイ沢の溜池の堤防決</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	8月20、21日	大雨・洪水	<p>壊により、大湊線土砂堆積、大畑線路盤流失、耕地冠水、田畑への土砂流入43haが発生した。</p> <p>死者1名(隣村住民)、負傷16名、住家全壊185戸、半壊285戸、一部損壊409戸、非住家被害342戸、その他に市役所、学校、病院等公共施設、土木施設、港湾施設、農業施設、水産業施設、上水道施設、農作物商工業品に甚大な被害を受けた。</p> <p>低気圧が日本海から青森県東方海上に抜け、東北地方北部では大雨となった。田名部では、20日朝から弱い雨が降り、夜に入って強まり、22日午前中まで降り続いた。</p> <p>住家全壊4戸、半壊8戸、床上浸水504戸、床下浸水968戸、避難世帯32、耕地冠水431ha、農業施設20カ所、水道施設4カ所、道路損壊11カ所、橋流失5カ所、河川堤防等決壊23カ所の被害の他に農作物や商工業関係に多大な被害を受けた。</p> <p>総降水量は、むつで121mm、恐山で204mm、田名部川上流の砂子又で301mmを記録した。</p>
1969 (昭44)	4月29日 8月23、24日	火 災 大雨・洪水	<p>25日、本州を東西に伸びる前線が徐々に南に下り、北日本を移動性高気圧が通過した。このため26日から晴天が続く、空気が非常に乾燥し、東北各地で火災が頻発していた。</p> <p>29日午前10時20分頃、金谷沢海岸の松林付近から出火し、国鉄の防風林18haを焼き午後1時に鎮火した。松林の中を通る鉄道の枕木も燃え、国鉄大湊線と国道が2時間半にわたって不通となった。</p> <p>田名部の最大風速は、11時W S W18.3m/s、平均湿度51%、最小湿度29%であった。</p> <p>台風9号は、福島県、宮城県、岩手県を縦断し23日夜半青森県東方海上に抜け北海道に向かった。雨は23日夜になって強まり24日未明に止んだ。</p> <p>住家床上浸水73戸、床下浸水291戸、河川堤防等決壊14カ所、上水道施設2カ所、その他農地農業用施設、商工業関係、林業関係、農作物等に被害を受けた。</p> <p>総降水量は田名部127mm、恐山180mm、田名部川上流の砂子又113mmを記録した。また、田名部で24日1時から2時までの1時間雨量は37mmに及んだ。</p>
1970 (昭45)	1月31日 ～2月2日	融雪・洪水 強 風	<p>30日夜、発達した低気圧が紀伊半島に上陸し、二つに分かれて東北地方を縦断し、31日午後青森・岩手両県から海上に抜け更に発達しながら北東に進んだ。</p> <p>30日夜から雨となり31日いっぱい降り続き、夜半過ぎには雪となった。田名部の降水量は、30日36mm、31日40mmであったが、山岳地帯の融雪も加わり、更に満潮時が重なって田名部川が氾濫した。</p> <p>住家床上浸水5戸、床下浸水110戸、非住家の浸水3棟、海岸護岸決壊1カ所の他に国鉄大湊・大畑線は31日から1日かけ運休となり電力、通信施設にも被害を受けた。</p> <p>田名部で最低気圧962.4mbを記録したが、これはそれまでの記録の極値となった。最大風速はE18.2 m/sに達した。</p>
1973 (昭48)	9月22 ～25日	大雨・洪水	<p>22日、四国沖と能登半島に低気圧がありゆっくり北東に進んでいた。一方、北海道東北海上に高気圧が停滞してい</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
			<p>たため、この間で気圧傾度が大きくなり、東よりの風が卓越した。</p> <p>22日から東北地方の太平洋側で降りはじめ、24、25日に下北・上北地方で雷雨性の豪雨となり、田名部川の堤防決壊をはじめ各地で河川が氾濫した。</p> <p>住家の床上浸水1,981戸、床下浸水1,146戸の他に土木、農業、畜産、上水道、電力、通信等の施設の損壊及び農作物や森林等に多大な被害を受けた。同様の状況は下北・上北の他の町村でも発生したため、下北半島は孤立状態となった。</p> <p>23、24日の総降水量は、田名部川上流の砂子又で 461mmであった。また、むつでは24日に1時間降水量51.5mmを観測した。</p>
1974 (昭49)	5月11日	ボート遭難	<p>移動性高気圧の中心が佐渡付近にあり、やや強い西よりの風が続いた。</p> <p>10時20分頃、下北埠頭突堤から 150m西の大湊湾内で田名部高校ボート部のナックルフォア艇 2 隻が転覆沈没し、11名のうち3名が死亡した。</p> <p>むつの9時の風はS W 7.8m/sであった。</p>
1975 (昭50)	2月5日 3月21、22日	着 雪 大雨・洪水 融 雪	<p>太平洋沿岸沿いに低気圧が北上してきたため、青森県の太平洋側では湿り雪をまじえた風雪が強まった。</p> <p>むつでは4日夕刻から雨が降り、夜には雪に変わり、5日夜まで風雪が続いた。</p> <p>近川地区で下北送電線が着雪のため切断し、むつ市でも3,800戸が停電した。</p> <p>むつの最大風速は8時50分N E 17.6m/sで2日間の降雪量は12cmであった。</p> <p>21日朝、低気圧が秋田沖と関東にあり、日本海の低気圧が22日にかけて津軽海峡を通過した。むつでは20日夜半から雨となり21日には風雨が強まり、低気圧の通過後の22日早朝まで続いた。</p> <p>金谷沢で国道が 200mにわたって冠水し、一時通行止めになった。</p> <p>むつの20、21日の降水量は77mmであった。</p>
1976 (昭51)	9月13、14日	大雨・洪水	<p>台風17号は14日温帯低気圧となり日本海を北に進み、15日には北海道に去った。</p> <p>むつでは13日夜から雨が降り、14日夕刻まで続いた。9日から11日にかけての先行降雨もあり、住家床上浸水6戸、床下浸水 162戸、道路決壊15カ所、橋流失1カ所、堤防決壊6カ所等の被害がでた。</p> <p>降水量は恐山山地で多く、障子山では 152mmであった。平地のむつ測候所では73mmであった。</p>
1977 (昭52)	2月13 ~ 15日	大 雪	<p>13日、低気圧が能登半島付近にあり、14日は東に抜けたが15日には津軽海峡の西に低気圧ができた。下北地方は記録的な大雪に見舞われ、鉄道、バス、その他交通・輸送機関は麻痺状態となったほか、全ての学校が休校となった。</p> <p>落雪による死亡1名、住家の一部損壊32戸、非住家損壊</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
			43棟、漁船沈没5隻、その他教育施設の損壊、農林、畜産、商工関係施設の倒壊が相継ぎ、多大な被害が発生した。 むつ測候所観測では、日降雪量が14日50cm、15日93cm、13～15日の3日間の降雪量の合計は156cmとなり、最深積雪深は170cmに達した。
1978 (昭53)	5月16日	地 震	午後4時35分と同5時24分に、かなり強い地震を感じた。震源地は青森県東部沿岸で、むつは震度4であった。 落下物による負傷者、公共施設・文教施設のガラス、モルタル壁の破損及び商店等に被害があった。 また、国鉄大湊線では一部でレールに彎曲が発生し、列車運休となった。
1979 (昭54)	2月1日	大雨・融雪	冬型の気圧配置がゆるみ、日中の気温が上昇したのと、31日からの雨のため、雪が急激に融けだし、河川や排水溝が溢れ、道路は各所で冠水状態となった。住家床下浸水6戸の被害があった。 むつの最高気温6.4、最低気温1.1、日降水量(雨)は30.5mmであった。
	3月30、31日	強風・波浪	30日、日本海に入った低気圧は、発達しながら東北東に進み、夜津軽海峡の西、31日早朝には北海道南部に達した。 むつでは30日午後から雨が強まり、31日朝に風が西よりに変わって強まり、午後には霰混じりの風雪となった。 負傷者1名、住家一部破損3戸、公共施設・文教施設破損、小型船舶3隻、農業用ビニールハウス倒壊4棟の被害があった。 むつの降水量は40.5mm、最大風速は31日21時40分W18.0m/sであった。また、最大瞬間風速34.5m/sを記録した。
	9月4、5日	大雨・洪水	台風12号は若狭湾から酒田沖を通り、5日朝、盛岡の南で温帯低気圧となって八戸沖へ去った。4日から5日にかけて前線活動による大雨が青森県北部に降った。 むつでは4日朝、強い雨が降り、日中は弱まったが、夜半頃から再び強まり5日朝まで続いた。 住家床下浸水9戸のほか、各地で道路冠水が発生した。 むつの降水量は4、5日の両日で70mmであった。
	9月30日 ～10月1日	大雨・洪水	台風16号は、9月30日夜半頃大阪付近に上陸し、本州を縦断、10月1日山形県から岩手県に入り、9時頃八戸南方から太平洋へ抜けた。秋雨前線が東北南部から台風とともに北上し、1日午前中青森県北部に達した。 住家床上浸水5戸、床下浸水287戸、非住家浸水24棟、道路8カ所、河川5カ所、農業施設6カ所の被害があったほか、耕地冠水38haのため農作物に被害を受けた。 降水量は、むつ147mm、障子山119mmであった。
	10月19、20日	大雨・洪水 強風・波浪	台風20号が19日朝、紀伊半島に上陸し、速度を速めて本州を縦断、午後7時頃三陸沖に抜けた。 むつでは18日夕刻から雨が降り始め、19日午後から夜半過ぎまで続いた。また、強風のため臨時休校する小中学校もあった。 住家床下浸水7戸、小型船舶沈没1隻、漁港防波堤沈下1カ所、その他公園等で倒木被害があった。耕地冠水も各所で発生したが、稲刈り等が終わっていたため実害は少な

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
			<p>かった。</p> <p>むつの降水量は78mm、最大風速はW N W 16.5m/sであった。また、最大瞬間風速 27.4m/sを記録した。</p>
1980 (昭55)	8月27日 ～ 31日	大雨・洪水	<p>低気圧が29日から31日午前中まで秋田沖に停滞し、29日山陰付近にあった低気圧は30日朝には関東沖に進み、オホーツク海高気圧が26日頃から勢力を強め、北日本を覆ったため、北東気流による雨の降りやすい状態が続き、多量の雨をもたらした。山間部の雨量が多く、河川が増水し、百人以上の消防団員が水防活動に当たった。</p> <p>住家床上浸水3戸、床下浸水10戸、非住家浸水2棟、農業施設10カ所、道路10カ所、河川14カ所に被害があった。</p> <p>5日間の総降水量は、むつ131mm、障子山403mmであった。</p>
	9月10、11日	大雨・洪水	<p>沖縄の北東海上を北上中の強い勢力を持った台風13号が前線を刺激し、県内全般に10日から雨が降り始め11日午前中まで続いた。市内の小河川が増水、低地への滞水のため被害が発生した。</p> <p>住家床下浸水30戸、非住家浸水2棟の被害があった。</p> <p>むつの10、11日両日の降水量は83.5mmであった。</p>
1981 (昭56)	8月21 ～ 23日	大雨・洪水 強 風	<p>22日夜から温暖前線が青森県を東西に伸びて停滞していた。一方、台風15号は23日早朝房総半島に上陸、北上して午後には青森県から津軽海峡を経て宗谷海峡へ向かった。むつでは21日午後から雨となり、22日には雷を伴う暴風雨となって23日夕刻まで続いた。</p> <p>住家床上浸水35戸、床下浸水 237戸、耕地冠水41ha、潮風害 520haの被害があり、更に鉄道の冠水や路盤崩れのため国鉄大湊・大畑線が全面運休したほか、河川・排水路の氾濫等により、護岸や路肩の決壊等土木施設、農業施設、上水道施設に被害を受けた。また、強風により学校等文教施設にも多大な被害が発生した。</p> <p>むつの最大風速は、23日15時10分W S W18.2m/s、最大瞬間風速は23日15時5分に32m/sを記録した。また、総(連続)降水量はむつ測候所開設以来最高の 264mmを記録した。</p>
	9月3、4日	大雨・洪水	<p>朝鮮半島から日本海に入った台風18号は4日に日本海で温帯低気圧となり、青森県西海岸付近を通って北海道に達した。</p> <p>むつでは、3日午前中に雨が降り出し、4日昼過ぎまで続いた。</p> <p>住家床上浸水2戸、床下浸水35戸、非住家浸水5棟、河川護岸決壊等10カ所などの被害があった。</p> <p>むつの3、4日両日の降水量は 115mmであった。</p>
1982 (昭57)	9月12、13日	大雨・洪水 暴風・波浪	<p>大型で並の台風18号は12日静岡県に上陸し、関東地方から東北に向かって内陸部を北上し、13日朝青森県中央部を縦断し、津軽海峡を経て北海道に抜けた。</p> <p>むつでは12日午後から雨が降り始め、夜半に激しくなり、13日朝まで続いた。</p> <p>農業施設、漁港施設及び稲倒伏等農作物に被害を受けた。</p> <p>むつの12、13両日の降水量は81.5mmであった。</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	9月1日	強風・波浪	<p>昼には青森県東方約 120kmの海上を通り、北太平洋へと去った。</p> <p>この台風の影響により、1日朝から雨となり9時から14時は特に強い雨となった。正午前後は時間雨量20mmを超過道路冠水が各所で発生した。</p> <p>住家床下浸水10戸、耕地冠水 176ha、耕地への土砂流入5.5ha、道路路肩決壊1カ所、農業水路損壊4カ所、その他農作物に被害が発生した。</p> <p>むつの降水量は111mm、1日11時から正午までの1時間雨量は25.5mmに達した。</p> <p>台風13号は、九州を縦断後、日本海を北東に進み、1日9時には青森県西方約 360kmの海上に達し、15時頃、北海道渡島半島を横切り、夕方には太平洋に抜けた。</p> <p>この台風の影響でむつでは昼前から次第に南よりの風が強くなり、14時から17時にかけて特に強い風となった。</p> <p>このため、公共施設等の破損4カ所、河口への砂の堆積3カ所、農作物及び飼料作物の倒伏・潮風害 600haなどの被害があった。</p> <p>むつの最大風速はS W15.3m/s（最大瞬間風速29.4m/s）を記録した。</p>
	10月12、13日	大雨・洪水	<p>低気圧の接近に伴い、天気が下り坂となり、12日夕方から13日まで雨が降り続き、特に13日6時から10時にかけて強い雨が降り、市内各所で小河川や排水路が氾濫した。</p> <p>住家床下浸水41戸、路面流失3カ所の被害があった。</p> <p>むつの総降水量は93mm、また24mmの時間雨量を記録した。</p>
1986 (昭61)	7月12日	大雨・洪水	<p>12日梅雨前線を伴って低気圧が近づき、大気が不安定となり、8時頃から雨が降り出し、昼前から夕方にかけて断続的に強く降った。</p> <p>このため、道路決壊1カ所、河川・農業用水路6カ所に被害を受けた。</p> <p>むつの降水量は82.5mmであった。</p>
1987 (昭62)	4月22日	強風・波浪	<p>22日、日本海にあった低気圧が台風並に発達して北上し、県西方海上を通過し北海道北部に達した。</p> <p>このため、午前9時頃から風が強くなり夕方まで吹き荒れた。</p> <p>住家、非住家及び公共施設の屋根等に被害を受けるとともに漁船2隻が転覆した。</p> <p>むつの最大風速はW S W18.0m/s、最大瞬間風速32.0m/sを記録した。</p>
1988 (昭63)	6月9日	大雨・洪水	<p>梅雨前線を伴った低気圧が通過し、終日雨が降り続き、特に午前7時から1時間ほど断続的に強く降った。</p> <p>このため、住家、道路、河川、農業用水路等に被害を受けた。</p>
	10月6日	大雨・洪水	<p>降水量は160mmに達し、24mmの時間雨量が記録された。</p> <p>朝から降り始めた雨は夜半まで続き、柳町の小川周辺で河川氾濫、排水路が溢水し、住家及び道路に被害が発生した。</p> <p>むつの降水量は67.5mm、障子山では128mmであった。</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
1990 (平2)	9月20日 11月4、5日	大雨・洪水 大雨・洪水 強風・波浪	<p>台風19号は9月19日夜、和歌山県に上陸し、本州を縦断、20日午前11時過ぎ、岩手県宮古市付近から三陸沖に抜けた。当市では夜間に強い雨があり、住家床上浸水8戸、道路決壊2カ所、河川護岸崩壊等5カ所、農業施設4カ所の被害があったほか、崖崩れが発生し2世帯を避難させた。</p> <p>降水量は、むつ94.5mm、障子山94mmであった。</p> <p>発達した低気圧の接近により、4日午後より降り始めた雨は、風を伴い激しくなり、5日夕方まで続いた。</p> <p>このため、住家床下浸水7戸、漁業施設2カ所、漁船2隻に被害があった。</p> <p>むつの降水量は110mmであった。</p>
1991 (平3)	2月16、17日 9月28日	強風・波浪 強風・波浪	<p>台風並に発達した低気圧により、高潮が発生した。北よりの暴風となり津軽海峡に面した地区に高波が押し寄せた。このため、関根地区で漁港防波堤の損傷、護岸及び船揚場の崩壊、ワカメ養殖施設の破損・流失、住家等の屋根の損傷被害が発生した。また、同地区国道2カ所が海水で冠水したほか大量のゴミが打ち上げられるなど通行不能状態となった。消防団員が出動し、交通整理、ゴミの片づけを行うなどの活動をした。</p> <p>むつの最大風速は14.5m/s(17日)、最大瞬間風速は27.0m/s(16日)であった。</p> <p>大型で非常に強い台風19号は、27日午後4時過ぎ、佐世保南部に上陸し、日本海に抜けたあと、速度を上げて北東に進み、28日午前6時頃青森県に再接近し、午前8時前に渡島半島に再上陸した。</p> <p>この台風の影響により、28日午前4時頃から市内各所で強風による被害が発生した。</p> <p>住家、非住家の屋根の破損、教育・福祉・農林畜産・商工関係施設及び漁船に小被害が相ついた。また、観光施設、公園での倒木被害が発生したほか、交通機関の運休、ダイヤの乱れが生じた。</p> <p>むつの最大風速は17.1m/s、最大瞬間風速は34.7m/sであった。</p>
1993 (平5)	1月15日	地 震	<p>午後8時6分頃、強い地震を感じた。震源地は北海道釧路市沖で、地震の規模はマグニチュード7.8であった。当市では震度4であった。</p> <p>住家半壊1戸、公共施設、農業関係施設に軽微な被害があった他商品等の落下による破損被害が発生した。</p>
1994 (平6)	9月15、16日 9月23日	大雨・洪水 大雨・洪水	<p>東北地方に停滞していた秋雨前線の活動が活発になり、雨は15日午前10時頃から降り始め、夕方から翌朝まで激しく降り続いた。</p> <p>このため、住家床下浸水9戸、河川護岸決壊、路肩流失等の道路被害、農業関係施設被害が発生した。</p> <p>むつ測候所での総降水量は122mmを記録した。</p> <p>22日夕方から23日夜にかけて、日本海中部の低気圧と強いオホーツク海高気圧に挟まれて大気の状態が不安定になっていた。このため雷雲が発達し、23日上北郡に大雨を降らせたあと下北郡を縦断し、津軽海峡を渡って北海道南部</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	9月30日	強風・波浪	<p>に上陸し、各地に大きな被害をもたらした。</p> <p>当市では、23日の午後3時から6時にかけて市内全域で強い雨が降った。中でも大平地区から西側では豪雨状態となり時間雨量60mmを超えた。また、釜臥山裏側に源を發する小川は山間部に降った豪雨により氾濫し、下流域で大規模な浸水被害をもたらした。</p> <p>住家床上浸水131戸、床下浸水244戸、その他土木、農林、上水道等の施設の損壊及び商工業関係に被害が発生した。</p> <p>降水量は、むつ測候所で86.0mm、大湊（海上自衛隊気象班観測）で171.7mm、大湊の時間雨量（午後4時から5時）は63.1mmを記録した。</p> <p>台風26号は、29日午後7時30分頃和歌山県に上陸し、30日早朝石川県から日本海に抜けたあと、速度を上げ昼頃に本県西方海上に達した。このため、雨風が強くなり、住家床下浸水2戸、一部破損1戸、水産施設破損等の被害が発生した。</p> <p>むつ測候所では、総降水量33mm、最大風速 14.4m/s、最大瞬間風速27.6m/sを記録した。</p>
	12月28日 (平成6年三陸はるか沖地震)	地 震 (はるか沖地震)	<p>午後9時19分強い地震があった。震源地は三陸はるか沖で、地震の規模はマグニチュード 7.5であった。むつは震度5であった。</p> <p>負傷者5名、住家の一部破損5戸、非住家被害50棟、市役所・学校等の公共建物、土木・上水道施設に被災した。商工関係では、店舗等の建物、商品、原材料、什器及び備品類に大きな被害があった。</p>
1996 (平 8)	6月15日	落 雷	<p>昼頃から午後2時頃まで、雷雲が西から東に移動するに伴い市内各所で落雷が相次いだ。</p> <p>110世帯でテレビ41台、電話機46台など200件の被害を出した。</p>
1997 (平 9)	2月3、4日	大雪・着雪	<p>東北地方太平洋側に発達した低気圧が位置したため、湿った空気が低気圧に向かって吹き込み、大量の濡れ雪を降らせた。当市は3日の昼頃から小雨が降りはじめ、夕方より濡れ雪に変わり、4日午前9時頃まで降り続いた。</p> <p>人的被害、住家被害はなかったが、雪の重みで倒れた樹木が電線を切断したことに伴う停電(約 3,800戸)、除排雪の遅れに伴う交通混雑が発生した。</p> <p>むつ測候所で45cmの24時間降雪を記録した。</p>
1998 (平10)	8月16日	大雨・洪水	<p>日本海にあった低気圧の影響で、15日夜より雨が降り始め、16日午前7時頃より強い降りとなり10時頃まで続いた。</p> <p>むつ観測所の総降水量は62mmで、市街地での被害は皆無であったが、西通りの角違地区及び城ヶ沢地区で、道路、河川及び耕地の区別がつかぬほどに水位が高くなり、床下浸水1戸のほか、道路、河川、橋梁に流失、決壊、破損等の被害を生じた。</p> <p>これは山間部に降った雨による災害と判断され、裏手の障子山のロボット雨量計で 183mmが観測されている。</p>
	9月16日	大雨・洪水 強 風	<p>台風5号の接近に伴い、午前11時頃から午後2時頃まで強い雨が降り続き、田名部地区市街地を中心に浸水被害が</p>

年	月 日	災 害 名	気 象 及 び 災 害 の 状 況
	10月1日	大雨・洪水	<p>発生した。</p> <p>床上浸水2戸、床下浸水55戸、店舗等浸水被害9件、その他道路・河川等土木施設、農業関係施設、漁港施設、福祉施設等に被害があった。</p> <p>むつ観測所の総降水量143mm、最大時間雨量41mm、最大風速11.2m/s、最大瞬間風速は24m/sを記録した。</p> <p>台風9号から変わった温帯低気圧の影響により、9月30日より雨が断続的に降り続き、特に南通りの山間部で激しい降雨となったと推測される。</p> <p>中野沢地区畑沢川の水位が上がり、国道279号の法面が洗われ、路肩が崩落する被害が発生した。このため、埋設してあった水道管が破損し、10世帯が断水した。</p>
	11月14、15日	落 雷	<p>総降水量は、むつ観測所で93mm、大湊で114.7mmであった。</p> <p>14日未明から午前9時頃まで、また、15日午前10時頃から夕方まで市内各所で落雷があった。</p> <p>このため、金谷二丁目、大曲一丁目、若松町を中心に家電製品を中心に24世帯(事業所を含む。)が被災した。特に、事業所等の電話回線を利用したオンラインシステムの被災が目立った。</p>
1999 (平11)	3月5、6日 3月21、22日	強風・波浪 大 雪	<p>日本海中部にあった発達中の低気圧が近づくとつれ、5日夜より次第に風が強くなり、6日夕方まで続いた。風は真西から吹いたため、西向き奥内地区海岸はまともに波浪を受ける形となった。</p> <p>この強風による波浪のため、築造中の浜奥内漁港防波堤のコンクリートブロック約50mに出入りが生ずる被害が発生した。</p> <p>むつ観測所では、最大風速16.2m/s(6日、02:10)、最大瞬間風速33.0m/s(6日、00:52)を記録した。</p> <p>発達中の低気圧を含む深い気圧の谷が日本海と関東沖付近にあり、22日朝方には青森県を挟む形で北上したため、21日夕方より湿り気が多い雪が降り始め、22日午前9時頃まで続いた。</p> <p>降雪は市内全域に及び、緊急車両等の通行確保のため市内の除雪車を総動員して除排雪作業を行ったが、降雪の激しさ及び重い雪のために作業が追いつかない状況であった。</p> <p>このため、22日朝になっても作業が捗らず交通混雑を極めた。また、各所で雪の重さによる倒木があり、道路閉鎖や電線切断被害が発生し、下北全域で約7,500戸が停電した。</p> <p>むつ観測所の積雪情報によると、20日の積雪0cmが22日9時には70cmに達し、2日間の降水量は61.5mmであった。</p>

資料 7

むつ市防災会議条例

昭和38年11月15日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、むつ市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) むつ市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) むつ市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条に規定する水防計画について調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 県警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長及び公営企業管理者
 - (6) むつ市連合消防団長及びむつ市消防団長
 - (7) 下北地域広域行政事務組合事務局長及び消防長
 - (8) 一部事務組合下北医療センター本部長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第9号の委員の定数は、それぞれ2人、3人、1人、6人及び4人とする。
- 7 第5項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(むつ市水防協議会条例の廃止)

2 むつ市水防協議会条例(昭和56年むつ市条例第12号)は、廃止する。

(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成6年むつ市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成17年3月11日条例第117号)

この条例は、平成17年3月14日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第3号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8

むつ市防災会議委員名簿

(平成19年10月1日現在)

区分	指定機関等	職名	氏名	連絡先
会長		むつ市長	宮下 順一郎	金谷一丁目1番1号 22-1111
1号委員	指定地方 行政機関	下北森林管理署長	竹花 祐治	金曲一丁目4番6号 22-1131
		むつ公共職業 安定所長	小野 長逸郎	若松町10番3号 22-1331
2号委員	県知事部局	下北地域県民局 地域整備部長	八木橋 実	中央一丁目1番8号 22-1231
		むつ保健所長	齋藤 和子	大湊新町11番6号 24-1231
		下北地域県民局 地域農林水産部長	鳴海 昌彦	中央一丁目1番8号 22-3211
3号委員	県警察官	むつ警察署長	鳴海 幸壽	中央一丁目3番33号 22-1321
4号委員	市長部局	むつ市副市長	田頭 肇	金谷一丁目1番1号 22-1111
		むつ市総務部長	齋藤 純	金谷一丁目1番1号 22-1111
		むつ市建設部長	成田 豊	金谷一丁目1番1号 22-1111
		むつ市川内庁舎所長	工藤 昭治	川内町川内477番地 42-2111
		むつ市大畑庁舎所長	伴 邦雄	大畑町中島108番地5 34-2111
		むつ市脇野沢庁舎所長	船澤 桂逸	脇野沢渡向14番地2 44-2111
5号委員	教育長及び 公営企業管理者	むつ市教育長	牧野 正蔵	金谷一丁目1番1号 22-1111
		むつ市 公営企業管理者	杉山 重一	並川町26番1号 28-4455
6号委員	消防団長	むつ市消防団長 (連合消防団長兼務)	住吉 明夫	小川町二丁目14番1号 22-1680
		むつ市消防団 川内消防団長	坪田 智十司	川内町川内88番地 42-3215
		むつ市消防団 大畑消防団長	奥野 國義	大畑町伊勢堂1番地3 34-2233
		むつ市消防団 脇野沢消防団長	富江 正	脇野沢渡向14番地2 44-2020
7号委員	下北地域広域 行政事務組合	下北地域広域行政 事務組合事務局長	木村 重男	金谷一丁目10番1号 22-8415
		下北地域広域行政 事務組合消防長	藤井 幸男	小川町二丁目14番1号 22-3819
8号委員	一部事務組合下 北医療センター	下北医療センター 本部長	欠 員	小川町一丁目2番8号 22-2111
9号委員	指定公共機関 又は指定地方 公共機関	東北電力(株) むつ営業所長	吉崎 達志	小川町二丁目3番7号 22-7958
		東日本旅客鉄道(株) 大湊駅長	工藤 隆則	大湊新町7番14号 24-2115
		独立行政法人研究開発機構 青森研究開発センター むつ事務所長	北村 敏勝	大字関根字北関根400番地 23-4211
		郵便事業(株) むつ支店長	雪田 明治	新町8番10号 22-2274

資料 9

むつ市災害対策本部条例

昭和38年11月15日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、むつ市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 10

む つ 市 職 員 配 置

本庁舎

部 名	課 名	男	女	計
総 務 部	総 務 課	29	5	34
	防 災 調 整 課	3	1	4
	情 報 シ ス テ ム 課	10	1	11
	秘 書 課	3	1	4
	管 財 課	14	2	16
	税 務 課	21	12	33
企 画 部	企 画 課	9	2	11
	男 女 共 同 参 画 室	1	1	2
	エ ネ ル ギ ー 対 策 課	2		2
	財 政 課	7		7
民 生 部	広 報 広 聴 課	3	3	6
	市 民 課	8	8	16
	国 保 年 金 課	8	8	16
	環 境 対 策 課	7		7
	廃 棄 物 対 策 課	6		6
保 健 福 祉 部	児 童 家 庭 課	15	5	20
	生 活 福 祉 課	19	2	21
	介 護 福 祉 課	11	9	20
	健 康 推 進 課	4	17	21
	新 町 保 育 所	2	10	12
	横 迎 町 保 育 所	2	12	14
経 済 部	緑 町 保 育 所	2	8	10
	農 林 畜 産 課	12		12
	水 産 課	7		7
建 設 部	商 工 観 光 課	7	1	8
	土 木 課	16		16
	用 地 課	8		8
	都 市 計 画 課	7		7
	下 水 道 課	12		12
出 納 室	6	2	8	
議 会 事 務 局	8	1	9	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	4		4	
監 査 委 員 事 務 局	5		5	
農 業 委 員 会 事 務 局	3	1	4	
教 育 委 員 会	総 務 課	16	3	19
	学 務 課	18	15	33
	学 校 教 育 課	10		10
	生 涯 学 習 課	5	1	6
	中 央 公 民 館	3	3	6
	函 書 館	4	4	8
	市 民 ス ポ ー ツ 課	8		8

(平成19年4月1日現在)

部 名	課 名	男	女	計
公 営 企 業 局	総 務 課	8	2	10
	水 道 課	8	1	9
	工 務 課	8		8
	浄 水 課	7		7
小 計		383	141	524

川内庁舎

部 名	課 名	男	女	計
保 健 福 祉 部	川 内 庁 舎	2	3	5
総 務 部	管 理 課	9	1	10
企 画 部	地 域 振 興 課	2	1	3
民 生 部	市 民 生 活 課	5	2	7
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 課	3	4	7
経 済 部	産 業 振 興 課	7	1	8
建 設 部	建 設 課	5	1	6
教 育 委 員 会	教 育 課	5	1	6
公 営 企 業 局	公 営 企 業 局 水 道 課	2		2
小 計		40	14	54

大畑庁舎

部 名	課 名	男	女	計
保 健 福 祉 部	大 畑 庁 舎	3	17	20
総 務 部	管 理 課	8	3	11
企 画 部	地 域 振 興 課	2	1	3
民 生 部	市 民 生 活 課	3	4	7
保 健 福 祉 部	健 康 福 祉 課	3	6	9
経 済 部	産 業 振 興 課	5	1	6
建 設 部	建 設 課	5		5
教 育 委 員 会	教 育 課	3	1	4
公 営 企 業 局	水 道 課	3		3
小 計		35	33	68

脇野沢庁舎

部 名	課 名	男	女	計
総 務 部	管 理 課	8	1	9
企 画 部	地 域 振 興 課	2		2
民 生 部	市 民 生 活 課	2	3	5
保 健 福 祉 部	健 康 福 祉 課	4	3	7
経 済 部	産 業 振 興 課	6		6
建 設 部	建 設 課	3		3
教 育 委 員 会	教 育 課	4		4
小 計		29	7	36
合 計		487	195	682

部長、理事、次長は各部内の連絡調整担当課に、副理事は各担当課に、工事検査官室職員は総務課に算入した。
また、教育委員会事務局総務課には小中学校用務員を、同学務課には小中学校等調理師を算入した。

資料 11

事務組合の職員配置

1. 下北地域広域行政事務組合の職員配置

(平成19年4月1日現在)

所 属	人 員 数	備 考
事務局 総 務 課	10	
下北文化会館	6	
しもきた療育園	19	
はまゆり学園	18	
むつ衛生センター	6	
アックス・ク・リ・ン管理課	3	
出 納 室	2	
消 防 本 部	14	
む つ 消 防 署	51	
むつ消防署川内消防分署	22	
むつ消防署脇野沢消防分署	17	
大 畑 消 防 署	28	
大畑消防署風間浦消防分署	19	
大 間 消 防 署	28	
大間消防署佐井消防分署	19	
大 湊 消 防 署	29	
東 通 消 防 署	43	
計	334	

2. 一部事務組合下北医療センターの職員配置

所 属	人 員 数	備 考
事業本部事務局	6	
む つ 総 合 病 院	453	
むつリハビリテーション病院		
国民健康保険大間病院	53	
国民健康保険川内病院	32	
国民健康保険大畑診療所	13	
佐井地区診療所	10	
国民健康保険脇野沢診療所	8	
国民健康保険風間浦診療所	9	
東 通 村 診 療 所		
白 糠 診 療 所		
計(臨時・嘱託職員除く)	584	

(注) 印のついている施設は、指定管理者制度をとっているため、一部事務組合の職員は配置されていない。

資料 12

日本赤十字社青森県支部アマチュア無線奉仕団むつ下北分団員名簿

(平成19年4月1日現在)

No	コールサイン	氏名	住所	電話番号	備考
1	J A 7 B V A	志村 建夫	むつ市宇田町 6-11	29-3177	
2	J A 7 E A V	杉村 日出夫	むつ市大湊宇曾利川 19	24-2257	
3	J A 7 W O A	福島 誠一	むつ市仲町 21-45	23-8278	
4	J H 7 F H Q	中村 敏明	むつ市小川町1丁目 12-63	22-4396	
5	J H 7 G Z X	田中館 力也	むつ市大平町 37-6	24-1614	
6	J E 7 V I B	奈良 聖子	むつ市宇田町 17-21	24-2651	
7	J I 7 P B R	伴 義弘	むつ市金曲二丁目 12-8	22-6935	
8	J I 7 X Y M	奥谷 藤昭	むつ市新町 6-4	22-4730	
9	J J 7 K Y F	小黒 昭範	むつ市松森町 9-36	29-2957	
10	J K 7 L X Y	白川 直人	むつ市十二林 9-6	22-6912	
11	J L 7 B N A	川村 光雄	むつ市金曲一丁目 1-14	23-3500	
12	J L 7 B N A	橋本 博	むつ市金谷一丁目 19-35	22-1577	
13	J L 7 F R R	八谷 孝司	むつ市文京町 31-13	29-2902	
14	J L 7 P Z Z	榎坂 保	むつ市桜木町 23-4	24-2796	
15	J L 7 Q J M	井上 浩二	むつ市荒川町 6-30	29-1897	
16	J M 7 D B O	柳谷 昌人	むつ市宇田町 9-30	24-4289	
17	J M 7 D I R	八重樫 明	むつ市旭町 7-15	24-1749	
18	J M 7 T K K	矢田谷 幸治	むつ市田名部品ノ木 34-371	23-7378	
19	J N 7 K B N	二階堂 繁	むつ市桜木町 13-44	29-3066	
20	7 K 4 S P J / 7	扇谷 光伸	むつ市大畑町上野 96-348	34-2064	
21	J I 7 C H A	若松 昌良	むつ市川内町板子塚 43-1	42-3535	
22	J J 7 J N K	美濃 邦彦	むつ市大平町 2-23	24-5539	
23	J G 7 X I K	新松 文明	むつ市城ヶ沢中丁塚 27-157	24-4557	
24	J O 7 B M I	美濃 英武	むつ市大平町 2-23	24-5539	
25	J O 7 K H F	伊勢田 岳人	むつ市大畑町正津川 85	34-2044	
26	J O 7 Q G K	三上 昭典	むつ市新町 13-42	22-6802	

資料 13

炊き出しの実施場所

1. 学校給食施設

学 校 名	所 在 地	電話番号	給食提供可能数	備 考
第一田名部小学校	柳町二丁目 7-1	22-1236	580 食	
第二田名部小学校	小川町一丁目 18-10	22-1450	770 食	
苫生小学校	金曲一丁目 5-10	22-5141	740 食	
第三田名部小学校	金曲二丁目 11-12	22-1266	210 食	
大平小学校	大平町 8-6	24-1291	690 食	
大湊小学校	大湊上町 43-32	24-1810	300 食	
第二川内小学校	川内町立越 4-17	42-3780	50 食	
田名部中学校	緑町 22-8	22-1930	980 食	
むつ中学校	栗山町 17-2	22-1641	370 食	
大平中学校	並川町 2-4	24-1714	410 食	
川内中学校	川内町休所 5-1	42-2213	300 食	
関根地区共同調理場	関根字北関根 100-1	25-2120	260 食	関根小学校
南通地区共同調理場	奥内字江豚沢 1-2	26-2114	300 食	近川中学校
西通地区共同調理場	桜木町 19-1	24-2138	300 食	大湊中学校
大畑学校給食センター	大畑町兔沢 163	34-5397	700 食	
脇野沢学校給食センター	脇野沢渡向 26	44-3545	500 食	
計			7,460食	

2. 保育所施設

保 育 所 名	所 在 地	電話番号	給食提供可能数	備 考
新町保育所	新町 6-35	22-1812	90 食	
横迎町保育所	横迎町二丁目 3-23	22-2802	130 食	
緑町保育所	緑町 8-10	22-4015	60 食	
第一川内保育所	川内楯木 38	43-3843	35 食	
大畑中央保育所	大畑町中島 4-2	34-5100	90 食	
計			405 食	

3. その他炊事施設を有する公共施設

施 設 名	所 在 地	電話番号	炊事施設面積等	備 考
祿寿荘	新町 32-36	23-5800	20.7m ²	6.3坪
大曲コミュニティセンター	大曲二丁目 1-1	23-0086	24.3m ²	7.4坪
勤労青少年ホーム	大湊上町 3-12	24-2410	43.7m ²	13.2坪
中央公民館	大湊浜町 13-1	24-1224	56.9m ²	17.2坪
学習センター	宇田町 21-25	24-4444	81.0m ²	24.5坪
計			226.6m ²	

資料 14

むつ市連合婦人会役員名簿

(平成19年4月1日現在)

役員名等	役員氏名(地区名)	備考
会長	齋藤 美津江(むつ地区)	
副会長	福士 きよ(川内地区)	
	山崎 輝美子(脇野沢地区)	
	竹森 久美子(大畑地区)	
監事	石岡 千代子(むつ地区)	
	広江 隆子(大畑地区)	
	千葉 静江(川内地区)	
	櫛引 ヤイ子(脇野沢地区)	
理事	坪 二三子(むつ地区)	
	山崎 郁子(むつ地区)	
	柳谷 智和子(むつ地区)	
	鈴木 二ヨ(むつ地区)	
	小野内 喜美江(むつ地区)	
	杉山 光子(むつ地区)	
	平塚 モト子(むつ地区)	
	佐々木 玲子(むつ地区)	
	野澤 さな(むつ地区)	
	大山 マサ(川内地区)	
	森山 恵子(川内地区)	
	中島 慶子(川内地区)	
	青柳 五十子(川内地区)	
	中野 光子(大畑地区)	
	井上 美幸(大畑地区)	
	和田 栄子(大畑地区)	
	斉藤 シヅ(脇野沢地区)	
柴田 きよい(脇野沢地区)		
浜田 京子(脇野沢地区)		
事務局長	工藤 憲子(むつ地区)	
事務局員	富岡 キヅ(川内地区)	
	井上 美幸(大畑地区)	
	宮本 和子(脇野沢地区)	

資料 15

むつ市赤十字奉仕団名簿

(むつ市赤十字奉仕団)

(平成19年4月1日現在)

役員・分団名	役員名 分団長名	住 所	団員数			電話番号
			男	女	計	
委員長	平塚邦夫	大湊新町 22-16				29-3867
副委員長	田澤明	桜木町 17-49				29-1436
副委員長	阿部太助	川守町 5-30				24-4530
副委員長	森小静子	小川町一丁目 19-54				22-3290
大湊新町分団	平塚邦夫	大湊新町 22-16	9	28	37	29-3867
かまふせ分団	田澤明	桜木町 17-49	8	15	23	29-1436
川守町分団	阿部太助	川守町 5-30	10	9	19	24-4530
小川町分団	森小静子	小川町一丁目 19-54	9	18	27	22-3290
近川分団	須藤恵子	大字奥内字近川 8-780	0	25	25	26-2306
横迎町分団	越前峻彦	大字田名部字品ノ木 34-312	13	20	33	22-2390
新町分団	野澤さな	新町 28-29	0	14	14	22-2314
金曲分団	加賀谷洋子	金曲二丁目 6-7	4	20	24	22-3054
南町分団	藤本恒雄	赤川町 2-23	19	8	27	22-1659
大湊上町分団	舘香	大湊上町 40-16	16	22	38	29-1104
合 計 (10分団)			88	179	267	

(むつ市川内赤十字奉仕団)

役員・分団名	役員名 分団長名	住 所	団員数			電話番号
			男	女	計	
委員長	森山恵子	川内町川内 231-3				42-3671
副委員長	福士きよ	川内町高野川 189-14				42-3050
副委員長	川野久美子	川内町田野沢 369-2				42-3615
副委員長	渡辺節子	川内町川内 365-1				42-3349
書記・会計	竹林勢子	川内町川内 252				42-2840
書記・会計	滝沢はつ子	川内町川内 434-12				42-3962
本町分団	渡辺みさほ	川内町川内 365-1		92	92	42-3349
仲崎町分団	大山マサ	川内町川内 403		86	86	42-2668
銀杏木分団	亀田里	川内町銀杏木 30		15	15	42-2189
阿部城分団	千葉静江	川内町新田 290-43		8	8	42-3877
戸沢分団	浜田長子	川内町戸沢 110-1		11	11	42-3680
田野沢分団	坂井悦子	川内町田野沢 170		25	25	42-2426
蛎崎分団	青柳五十子	川内町蛎崎 90-16		22	22	43-2049
合 計 (7分団)				259	259	

(むつ市大畑分区赤十字奉仕団)

役員・分団名	役員名 分団長名	住 所	団員数			電話番号
			男	女	計	
委員長	北川ヤヨエ	大畑町大畑道 65-6				34-3684
副委員長	浜田光代	大畑町二枚橋 8-1				34-2366
副委員長	後藤ミツ	大畑町湊村 165-20				34-4505
副委員長	中新三好	大畑町孫次郎間 19-20				34-5108
正津川分団	畑中洋子	大畑町正津川 25			60	34-3882
上野分団	和田栄子	大畑町水木沢 34-118			21	34-5544
湊村分団	後藤ミツ	大畑町湊村 165-20			15	34-4505
中島分団	中島フミ子	大畑町中島 80-9			27	34-5476
新町分団	竹森久美子	大畑町新町 77-2			28	34-2833
東町分団	広江隆子	大畑町上野 22-6			27	34-2381
本町分団	伝法百合子	大畑町庚申堂 51-7			28	34-6123
南町分団	新井田秀子	大畑町松ノ木 207-8			21	34-4312
兔沢分団	中野光子	大畑町兔沢 197-6			13	34-4190
湯坂下分団	青木勝栄	大畑町湯坂下 40-1			3	34-5095
孫次郎間分団	北川ヤヨエ	大畑町大畑道 65-6			21	34-3684
二枚橋分団	村上ルリ	大畑町二枚橋 13			27	34-3086
小目名分団	松本和子	大畑町小目名村 9			13	34-4455
合 計 (13分団)					304	

(むつ市脇野沢赤十字奉仕団)

役員・分団名	役員名 分団長名	住 所	団員数			電話番号
			男	女	計	
委員長	山崎輝美子	脇野沢本村 132				44-2419
副委員長	浜田京子	脇野沢桂沢 159-19				44-2709
副委員長	柴田きよい	脇野沢瀬野川目 18-1				44-2852
副委員長	斉藤シエ	脇野沢小サ沢 39				44-2623
本村分団	山崎輝美子	脇野沢本村 132		53	53	44-2419
小沢分団	斉藤シエ	脇野沢小サ沢 39		18	18	44-2623
滝山分団	片川奈加子	脇野沢滝山 96-4		10	10	44-2342
源藤城分団	宮本春代	脇野沢源藤城 27-1		26	26	44-2409
瀬野分団	柴田きよい	脇野沢瀬野川目 18-1		23	23	44-2852
新井田分団	立石由紀子	脇野沢新井田 28		10	10	44-2614
寄浪分団	川岸まさ子	脇野沢寄浪 247		13	13	44-2744
蛸田分団	杉澤光子	脇野沢蛸田 20-1		6	6	44-2964
九艘泊分団	木下りよ子	脇野沢九艘泊 177		20	20	44-3416
合 計 (9分団)				179	179	

資料 16

医 療 機 関 (病院・医院)

(平成19年4月1日現在)

施 設 名	所 在 地	電話番号	診療科目	医 療 従 事 者			病床数	救急指定
				医師	看護師	助産婦		
国立療養所大湊病院	桜木町 13-1	24-1211	内・理	5	49		150	
海上自衛隊大湊病院	大湊町 14-47	24-1111	内・精・小・外・ 皮・心・歯・理・麻	9	17		10	
むつ総合病院	小川町一丁目 2-8	22-2111	内・精・小・外・ 整・脳・皮・心・ 心・循・産・眼・ 耳・放・歯・理・消	41	324	12	377	4床
むつりハピリテーション病院	桜木町13 1	24-1211	内・理	2	32		120	
小野胃腸科内科医院	新町 10-15	22-4717	内・呼・循・放	1	4			
川上内科小児科医院	横迎町二丁目 6-10	22-2990	内・小	1	3			
医療法人道坤会菊池医院	大湊浜町 16-27	24-1276	内・小・理・麻	1	5		15	
医療法人白心会北村医院 むつレディースクリニック	柳町一丁目 9-55	22-2135	内・小・産	2	15	1	19	
佐藤小児科医院	新町 9-27	22-3828	内・小	1	5			
渋谷胃腸科内科医院	新町 10-40	22-5800	内・消	1	5		6	
タナカ泌尿器科クリニック	中央二丁目 6 - 5	28-2660	内・皮・心	1	8		4	
田村胃腸科内科医院	小川町二丁目 4-12	22-4010	内	1	5		19	
医療法人芳龍会千田外科医院	小川町二丁目 4-10	22-2639	外・整・皮	1	4		10	
千葉小児科アレルギー科 クリニック	緑ヶ丘 6-16	33-8001	小・ア	1	5			
中央内科クリニック	中央二丁目 5 - 5	28-4550	内・心内	1	2			
中央レディースクリニック	中央二丁目 5 - 5	24-3151	内・産	1	3			
医療法人佑心会 角田整形外科医院	新町 13-52	22-7945	整・理	2	3			
どんぐりこどもクリニック	中央二丁目 5 - 5	24-5656	小・ア	1	3			
中村眼科クリニック	横迎町二丁目 1-9	22-2512	内・眼	2	6		9	
ふじた脳神経クリニック	中央二丁目 5 - 5	24-5557	内・脳	1	2			
ほそかわ耳鼻咽喉科クリニック	中央一丁目 3-36	23-0033	耳	2	3			
ほらく診療所	田名部町 7-7	22-2703	内・小	1				
槇皮膚科医院	柳町一丁目 8-1	22-1881	皮	1	1			
医療法人杏会松本医院	柳町二丁目 1-7	22-4166	内・小・心	1	4			
医療法人章士会三上医院	柳町一丁目 8-22	22-1011	内・外・整・循・放	2	12		19	
村中内科・診療内科医院	新町 10-46	23-0120	内・心内	1	6			
柳谷泌尿器科皮膚科クリニック	中央二丁目 5 - 5	24-2055	皮・心	1	2			
国民健康保険川内病院	川内町休所 42	42-2211	内・外・歯	3	18		30	
国民健康保険大畑診療所	大畑町観音堂 25-1	34-2211	小・外・整・心	4	9		60	
前田内科医院	大畑町庚申堂 11-1	34-5272	内・小	1	4		4	
国民健康保険脇野沢診療所	脇野沢渡向 29-5	44-2022	内・小・外・歯	2	4		19	

資料 17

市 有 車 両 一 覧

(平成19年4月1日現在)

所 属		車 種	一 般 車 両					特 殊 車 両 等								計			
			普 通 乗 用 車	小 型 乗 用 車	普 通 貨 物 自 動 車	小 型 貨 物 自 動 車	軽 自 動 車	中 型 バ ス	マイ ク ロ バ ス	シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	グ レ ー ダ ー	タ イ ヤ ド ー ザ	ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル	パ ワ ー シ ョ ベ ル	ロ ー タ リ ー 除 雪 車		凍 結 防 止 剤 散 布 車	小 型 除 雪 車	そ の 他 特 殊 用 途 車
本 庁	総務部	総務課	1															1	
		管財課	4	4			7		2									17	
		税務課	1		1		1											3	
	企画部	広報広聴課	1															1	
	民生部	環境対策課	1		1		1											3	
		廃棄物対策課	1		1		1											3	
	保健福祉部	児童家庭課	2				6	2									4	14	
		健康推進課	1															1	
	経済部	農林畜産課	3		3	2				1			5					14	
		水産課	2															2	
		商工観光課	2															2	
	建設部	土木課	2			3	1			1	1	1			1	1	6	17	
		都市計画課	1				2											3	
		下水道課																0	
	教育委員会	1		1	1												3		
企業局	公営企業局	1	1		1	6											7		
	上水道管理センター		1	1	4	1			1								2		
川内庁舎	管理課	2	4	1	3	3	1				3			1		1	1	20	
	市民生活課		1			1						1						3	
	健康福祉課					2											1	3	
	産業振興課	1		1	2	1				1	2							8	
	教育課				1	1												2	
大畑庁舎	管理課		3			2		1										6	
	市民生活課		2															2	
	健康福祉課		1			3												4	
	産業振興課		2															2	
	建設課		2	1						1	3					4		11	
	教育課		1	2		2												5	
脇野沢庁舎	管理課	5	2				1	1			2							11	
	市民生活課			1					1	1								3	
	産業振興課	2		1														3	
	建設課			1														1	
	教育課	1	1	1			2	1										6	
計			35	25	17	17	41	6	5	4	2	11	7	1	2	1	15	11	200

資料 18

市内バス輸送機関

(平成19年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話	保有台数(台)			備考
			大型バス	中・小型バス	合計	
下北交通(株)	金曲一丁目 8-12	22-3221	49	64	113	
JRバス東北(株) 大湊営業所	大平町 2-3	24-2146	7	11	18	
川内交通(有)	川内町高野川 18-1	31-2800	5	3	8	
脇野沢交通(有)	脇野沢本村 93	44-2888		4	4	
合 計			61	82	143	

資料 19

むつ市旅客自動車事業協同組合

(平成19年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話	保有台数(台)					備考
			大型	中型	小型	J B	合計	
かぎもとハイヤー(株)	柳町一丁目 2-7	22-3121		3	21	1	25	
むつタクシー(株)	上川町 10-10	22-1151	1	2	15	1	19	
田名部タクシー(株)	横迎町一丁目 2-3	22-2141		2	14		16	
(株)北斗タクシー	金曲一丁目 11-8	22-1121		2	9	1	12	
(株)尻屋観光タクシー	下北町 5-40	22-5311		1	15	2	18	
(株)富岡タクシー	大湊新町 3-4	24-1131		2	9		11	
中央タクシー(株)	大湊新町 3-12	24-2218	1	2	13		16	
大畑タクシー	大畑町字本町 11-2	34-3341		1	5		6	
下北ハイヤー(有)	大畑町庚申堂 1-1	34-3433		2	2		4	
川内ハイヤー(有)	川内町川内 154	42-3211			5	1	6	
北栄ハイヤー(有)	脇野沢字本村 93	44-2788			1	1	2	
合 計			2	17	109	7	135	

J B : ジャンボタクシー

資料 20

青森県トラック協会下北支部会員

(平成19年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話	保有台数(台)			
			2トン迄	10トン迄	10トン以上	合計
(株)熊谷建設工業	むつ市中央1丁目5-7	22-1141		4	1	5
(株)柴田組	むつ市大平町37-9	29-2211		3	2	5
菊池トラック(株)	むつ市横迎町2丁目12-3	23-0202		9	2	11
ほくと運送(株)	むつ市大字奥内字大室平10-3	26-2215		15		15
(株)あすなろ運輸	むつ市大畑町伊勢道7-5	34-3333		16	7	23
野村建設(株)	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木14-1170	22-8608		1	4	5
(株)東通運輸	むつ市大曲3丁目13-8	22-3911		18	11	29
(有)金田建材運輸	むつ市大畑町添木10-4	34-2030	1	6		7
菊池運送	むつ市川内町川内434	42-2316		5		5
(有)川西商会	むつ市金曲1丁目11-20	22-2176	5	5		10
(有)北日本運輸	むつ市新町28-10	23-4631	1	4		5
(株)菊末産業	むつ市大字田名部字下道1	22-4208	2	2	2	6
(有)むつ中央トラック	むつ市大字奥内字中道23	26-2365	2	15	2	19
下北陸運(有)	むつ市大字奥内字姥沢1-35	26-3033		4	1	5
(株)セイホク	むつ市川内町家ノ上6	42-2595	1	13	2	16
(有)チャーター運送	むつ市大字田名部字宮ノ後192-9	23-4420	4	3		7
(有)太田建材	むつ市大字田名部字斗南岡29-178	22-0170		4	1	5
ひとみ急行(株)	むつ市大曲2丁目13-38	22-7591	18	33		51
幸洋商事	むつ市松原町4-29	23-8896		3	2	5
日本通運(株)むつ営業所	むつ市下北町5-1	22-2381	9	2	2	13
(株)下北電工	むつ市大字奥内字浜平45-1	26-2320	3	1	1	5
下北交通(株)	むつ市金曲1丁目8-12	22-3221	2			2
谷川環境衛生開発(株)	むつ市新町41-1	22-2659		2		2
(有)高屋悟葬儀店	むつ市若松町4-5	22-1420	1			1
(有)秀栄堂工藤造花店	むつ市緑町17-20	22-0146	5			5
(有)大畑典礼	むつ市大畑町中島83-6	34-3824	2			2
(有)田中造花店	むつ市旭町11-13	24-3732	4			4
とりやま葬儀社	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木14-1525	22-1990	4			4
い わ 葬	むつ市横迎町2丁目14-45	23-4545	1			1
合 計			65	168	40	273

大湊飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う

災害が発生した場合の連絡調整体制の整備に関する協定

青森県、むつ市、青森県警察、青森海上保安部、下北地域広域行政事務組合消防本部及び海上自衛隊大湊地方総監部（以下「関係機関」という。）は、大湊飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「事故等」という。）が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

（連絡責任者の指定）

- 第1条 関係機関の長は、事故等発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、海上自衛隊大湊地方総監に通知するものとする。
- 2 海上自衛隊大湊地方総監は、前項の通知を受けたときは、事故等発生時の連絡責任者名簿（別紙様式）を作成の上、関係機関の長に送付するものとする。
 - 3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

（事故等発生時の通報）

第2条 連絡責任者は、事故等が発生した事実を知ったときは、直ちに海上自衛隊大湊地方総監部（以下「自衛隊」という。）の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署（青森県警察本部を含む。）青森海上保安部（以下「海上保安部」という。海上において発生した事故の場合に限る。）及び下北地域広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）の連絡責任者に通報するものとする。

- 2 自衛隊の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。
- 3 通報の連絡は、別図に掲げる系統図によるものとする。
- 4 通報内容は、次の事項について行うものとする。

（1）事故の態様（墜落、不時着、器物落下等の別）

（2）日時及び場所

（3）航空機の特徴（型式、機番号、乗員数、積載燃料、弾薬積載の有無等）

（4）被災現場の状況（周辺の状況、人身及び財産の被害状況、被害者の救急救助措置の有無等）

（5）その他必要事項

（現場連絡所の設置）

第3条 自衛隊は、事故等により関係機関の連絡調整を円滑にするため必要があると認められた場合は、関係機関の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

- 2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関は、現場連絡所として適当な施設の確保又は提供に協力するものとする。
- 3 関係機関は、現場連絡所設置者から、所要の措置について要請があった場合は、これに協力するものとする。

(被害者の救急救助)

第4条 消防本部又は海上保安部が被害者の救急救助を行う場合において、当該機関から要請があったときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

(消防等の被害拡大防止)

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

(現場の管理)

第6条 青森県警察(以下「警察」という。)消防本部又は海上保安部が現場保存及び警備を行う場合において、要請があったときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

(事故機乗員の捜索及び救助)

第7条 警察、消防本部、海上保安部及び自衛隊の各機関が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、要請があったときは、関係機関はこれに協力するものとする。

(調査の協力)

第8条 自衛隊が事故等に関する被害調査等を行う場合は、警察及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて、現場立入り等に協力するものとする。

(細部協定の締結)

第9条 関係機関が第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨自衛隊に通知し、自衛隊は関係機関に通知するものとする。

(協定の改正)

第10条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関の協議により、いつでも改正することができる。

(協議会の開催)

第11条 この協定の円滑な運営を図るため、関係機関は必要に応じ協議会を開催することができる。

2 協議会の開催の細部については、関係機関相互の調整による。

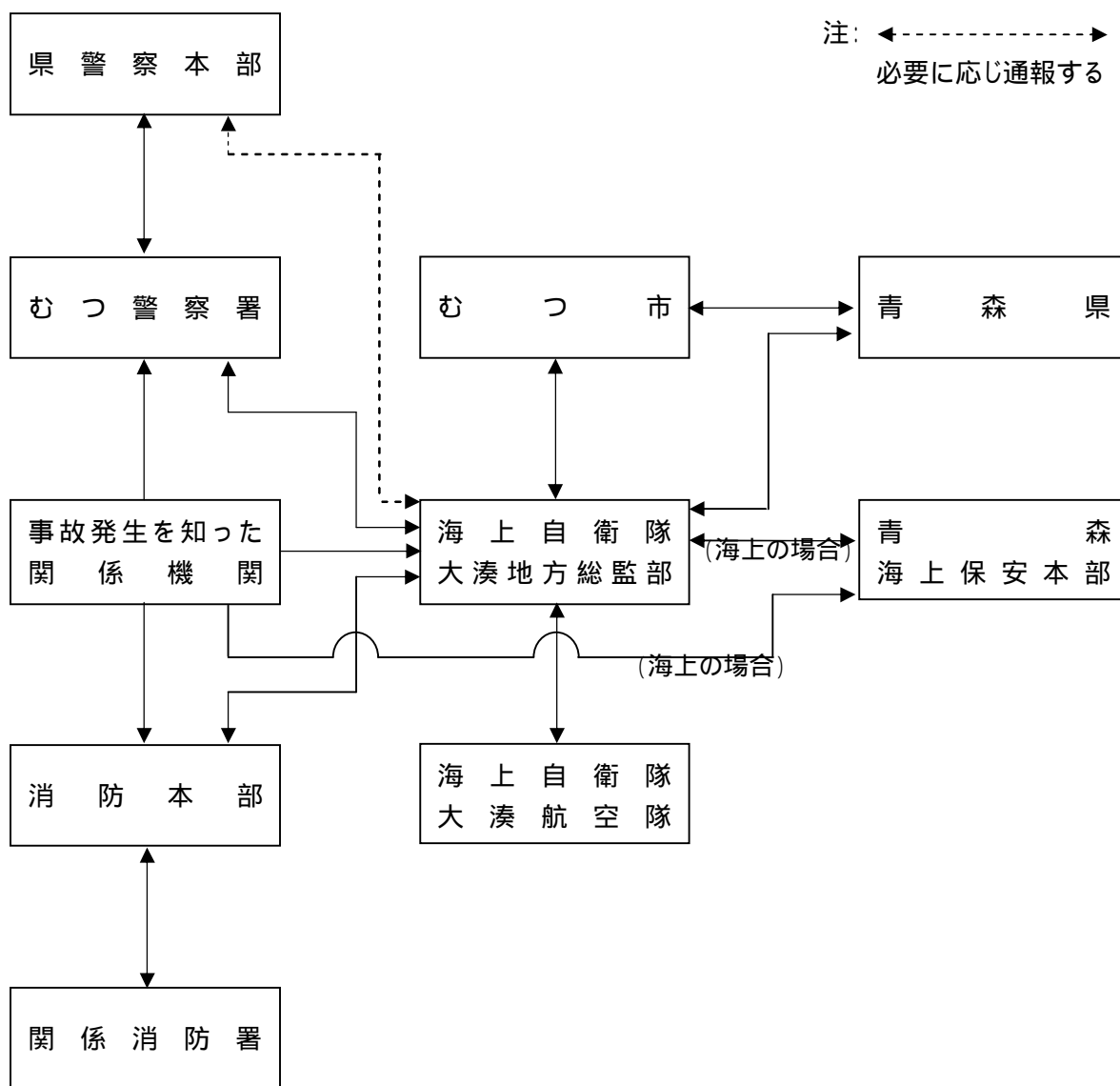
附 則

- 1 この協定は、昭和55年4月12日から実施する。
- 2 この協定は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。
- 3 この協定は、平成17年3月14日から実施する。

(市町村合併に伴う改正)

協 定 当 事 者 官 職
青 森 県 知 事
青 森 県 警 察 本 部 長
青 森 海 上 保 安 部 長
む つ 市 長
下北地域広域行政事務組合
消 防 本 部 消 防 長
海 上 自 衛 隊 大 湊 地 方 総 監

事故等発生時の連絡・通報系統図



資料 22

水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保を図るための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部(以下「救援本部」という。)を設ける。

2 救援本部は、青森県環境生活部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境生活部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境生活部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出勤人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通報するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。

(3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県環境生活部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

水道災害相互応援協定細則

(趣旨)

第1条 この細則は、水道災害相互応援協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策の樹立)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から被災現地の指揮を命ぜられた者は、ただちに被災市町村に直行し、当該水道災害対策責任者と協議して現地の情勢に応じた対策を立てるものとする。

(現地指導技術者としての職員の派遣の要請)

第3条 被災現地の指揮者は、前条の対策を遂行するため必要があると認められるときは、各市町村の水道事業責任者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

(水道事業者及び水道工事業者に対する救援要請)

第4条 被災現地の指揮者は、第2条の対策を遂行するため、あらかじめ登録された水道事業者及び水道工事業者に対して、技術者及び配管技工の救援要請並びに資材、機械器具、運搬給水器具等の現地搬入要請をすることができる。

(応援隊の完全装備)

第5条 協定第6条第2項及びこの細則第3条の規定に基づき応援要請を受けた職員は、完全作業態勢の服装を整え、食糧、天幕、寝袋(毛布)、電灯、工具一式、その他衣類日用品等を携行するものとする。

第6条 事務局長は、毎年4月及び10月に各市町村の緊急備蓄資材表及び運搬給水器具並びに水道事業者及び工事業者作業能力調査表を作成し、各市町村に配付するものとする。

2 事務局長は、第3条に規定する現地指導技術者については、あらかじめその名簿を作成しておかなければならない。

(その他の事項)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、救援本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

資料 23

消 防 相 互 応 援 協 定 書

(協 定)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく、下北地域広域行政事務組合(以下「甲」という。)と野辺地・平内地区消防事務組合(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この協定は、大規模災害及び産業災害時等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、組合相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第3条 この協定の実施区域は、むつ市、横浜町、六ヶ所村及び東通村とする。

(災害の範囲)

第4条 この協定において、災害とは大規模又は特殊火災及び突発的災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

1 普通応援

(1) 火災出動

協定組合に接する区域及び当該地域周辺部で、災害が発生した場合に発生地の管理者又は消防長の要請を待たずに出動する応援

(2) 救急出動

協定組合に通ずる道路(主として国道279号線及び338号線をいう。)において救急事故が発生した場合に、発生地の消防長の要請を待たずに出動する応援

2 特別応援

協定組合の区域内に災害が発生した場合には、発生地の管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第6条 応援の要請は、災害発生地の管理者又は消防長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の管理者又は消防長に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数

(4) 応援隊要領(誘導員配置場所)

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により、応援要請を受けた管理者又は消防長は、当該組合区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の管理者又は消防長は、応援隊を派遣したときは出動時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着時刻等を受援側管理者又は消防長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第 8 条 受援組合の消防長及び消防署長は、受領場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第 9 条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の規定に基づき、受援組合の消防長又は消防署長が、応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対し行うことができる。

(応援隊の報告)

第10条 応援隊の長は、消防行動についてすみやかに受援組合の消防長又は消防署長に報告するものとする。

(費用の負担)

第11条 応援に対する費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する経常的経費は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援組合の負担とする。

(改 廃)

第12条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委 任)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要事項は関係組合の消防長が協議のうえ定める。

(協定書の保管)

第14条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、協定管理者が記名押印のうえ各 1 通を保管する。

附 則

1 この協定は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

協 定 者

甲 下北地域広域行政事務組合
管 理 者 む つ 市 長

乙 野辺地・平内地区消防事務組合
管 理 者 野 辺 地 町 長

平成 8 年 4 月 1 日に「野辺地・平内地区消防事務組合」を「北部上北広域事務組合」に名称変更している。

資料 24

消 防 相 互 応 援 協 定 書

(目 的)

第 1 条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、下北地域広域行政事務組合、下北郡各市町村、上北郡横浜町及び同六ヶ所村(以下「市町村」という。)との間に消防団相互応援に関して協定を締結し、火災その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村相互間の消防力を活用して地域住民の生活の安全を確保することを目的とする。

(応 援 の 区 分)

第 2 条 この協定による応援は、次の各号による。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援(特別応援の要請)

第 3 条 特別応援の要請は、次の事項を明確にし電話その他の方法により要請するものとする。

(1) 災害の種別及び災害の発生場所

(2) 応援に要する所有人員、機械器具、消火薬剤等の種別員数

(3) 活動内容及び集結地

(4) その他必要事項

(応 援 隊 の 派 遣)

第 4 条 応援隊の派遣は、次の各号により当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において直ちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ車1台)とする。ただし、災害の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ、応援隊の規模を決定するものとする。

2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、応援隊の長及び規模、到着予定時刻、その他必要な事項を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を速やかに受援市町村長に通報するものとする。

(応 援 隊 の 指 揮)

第 5 条 応援出動した応援隊は、受援市町村の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応 援 隊 の 報 告 義 務)

第 6 条 応援隊の長は、現場到着、応援活動の状況及び現場引揚げを現地本部総指揮者に報告するものとする。

(現 場 見 取 図 の 設 置)

第 7 条 現地本部には、防火水そう、消火栓、道路、主要官公庁、病院及び危険地帯(危険物製造所、危険物貯蔵取扱所、LPG施設等)を明示した見取図を備えなければならない。

(経 費 の 負 担)

第8条 応援に要した経費は、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町村の負担する経費

- イ 機械機具の小破損の修理
- ロ 燃料及び被服の補修
- ハ 災害補償
- ニ 出動手当

(2) 受援市町村の負担する経費

- イ 機械資材の調達、立替
- ロ 救急治療の経費
- ハ 補食
- ニ 第三者に対する損害補償（出勤、帰路途上を除く。）

2 前項各号以外の経費の負担については、関係市町村間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

（改 廃）

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和58年11月1日から施行する。
- 2 従前の市町村間の消防相互応援協定は、廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、協定市町村長が記名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和58年10月22日

下北地域広域行政事務組合管理者むつ市長

下北地域広域行政事務組合副管理者大間町長

川 内 町 長

大 畑 町 長

東 通 村 長

風 間 浦 村 長

佐 井 村 長

脇 野 沢 村 長

横 浜 町 長

六 ヶ 所 村 長

平成17年3月14日の市町村合併により「川内町」、「大畑町」及び「脇野沢村」はむつ市に編入している。

資料 25

青 森 県 消 防 相 互 応 援 協 定 書

一部改正 平成 8 年 1 月 1 7 日

(目 的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、青森県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第 2 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機、船舶又は列車等集団救急・救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急・救助業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(地区の区分並びに代表消防機関及び地区幹事消防本部)

第 3 条 青森県内を次に掲げる地区に区分する。

- (1) 東青地区
青森市、東津軽郡（平内町を除く）の各町村
- (2) 中弘南黒地区
弘前市、黒石市、中津軽郡及び南津軽郡の各町村
- (3) 西北五地区
五所川原市、西津軽郡及び北津軽郡の各町村
- (4) 上十三地区
十和田市、三沢市、平内町、上北郡（百石町、下田町を除く）の各町村
- (5) 下北地区
むつ市、下北郡の各町村
- (6) 三八地区
八戸市、百石町、下田町、三戸郡の各町村

2 この協定による相互応援協定を円滑に実施するため、代表消防機関、副代表消防機関を、また、前項に掲げる地区にそれぞれ地区幹事消防機関を設置するものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第 4 条 各市町村等は、応援出場が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請)

第 5 条 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し行うものとする。

2 前項の要請については、地区幹事消防機関を通じて行うものとする。

3 応援の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所

(4) 誘導員及び担当責任者

(5) その他

4 市町村等は、大規模災害等が発生したことが明らかな場合で被災市町村等と連絡の取れないとき又は要請を待ついとまがないと認めるときは、第1項の要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

5 前項の規定により、応援を行おうとする市町村等は、属する地区の地区幹事消防機関と必要な応援の種類等について十分連絡調整を行うものとする。

(応援消防隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた市町村等の長は、ただちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市町村及び組合の災害若しくはやむを得ない事情がある場合又は法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場した消防隊は、要請側消防機関の長の指揮のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

(1) 応援側が負担する経費

ア 応援消防隊の消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費

イ 応援消防隊員の手当等に関する経費

ウ 応援消防隊員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金（ただし、災害地において行った救急治療の経費は除く）

エ 応援消防隊員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

オ 応援消防隊が、災害地への出場又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 市町村長等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資機材等を相互に通報するものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書80通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成5年4月1日から施行する。

平成5年2月25日

青森市長、弘前市長、八戸市長、黒石市長、五所川原市長、十和田市長、三沢市長、むつ市長、平内町長、蟹田町長、今別町長

青森県消防相互応援協定覚書

一部改正 平成8年1月17日

平成5年2月25日付けで締結した青森県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、この覚書を定める。

第1条 協定書第3条第2項に規定する代表消防機関、副代表消防機関及び地区幹事消防機関は、別表に定める消防本部として、その任務は次のとおりとする。

(1) 代表消防機関の任務

県との連絡調整及び情報交換に関すること
地区幹事消防機関との連絡調整に関すること
その他必要な事項

(2) 副代表消防機関の任務

代表消防機関の管内で大規模災害等が発生した場合の、代表消防機関の任務の代行に関する
こと
その他必要な事項

(3) 地区幹事消防機関の任務

地区内の消防機関との連絡調整に関すること
災害に関する情報収集及び資料提供
要請側消防機関との応援要請に関する協議
応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
県及び代表消防機関との連絡調整に関すること
その他必要な事項

第2条 協定書第5条第1項の規定に基づく応援要請は、別図に示す要請の順序に従い行うものとする。

第3条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この覚書を証するため本書16通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成5年4月1日から施行する。

平成5年2月25日

青森地域広域消防事務組合消防本部
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
五所川原地区消防事務組合消防本部
三沢市消防本部

弘前地区消防事務組合消防本部
黒石地区消防事務組合消防本部
十和田地区消防事務組合消防本部
下北地域広域行政事務組合消防本部

資料 26

青森県広域航空消防応援協定

(目的)

第1条 この協定は、青森県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止すつため、青森県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第 226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次の各号の要件を満たす場合に青森県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、青森県総務部消防防災課防災航空センターに電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 防災ヘリが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、青森県消防相互応援協定第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、青森県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、青森県消防相互応援協定第8条の規定にかかわらず、青森県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、青森県及び市町村等が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本通17通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成7年4月1日から施行する。

資料 27

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続その他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 青森県内を別表第1のとおり6つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援要請に応じるものとする。

2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村はその属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被災市町村との連絡及び情報収集

(2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整

(3) 他の応援調整市への応援要請

(4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

(2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん

(3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん

(4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん

(5) 災害応急活動に必要な職員の派遣

(6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口

頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等

(3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援調整市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。

2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める応援順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により応援実施が困難な場合にあっては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

イ 機械器具等の燃料費(補給燃料を除く。)及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

- ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞
じゅつ金
- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費
- ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害
賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

- 2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

- 第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。
- 2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

- 第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成18年9月29日から施行する。
- (大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定の廃止)
- 2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定(平成8年1月17日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を40通作成し、市町村がそれぞれ押印の上、各自1通を所持する。

別表第1（第2条関係）

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整市町
東青地区	青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	青森市	外ヶ浜町
中弘南黒地区	弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村、西目屋村	弘前市	黒石市
西北五地区	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、中泊町、深浦町	五所川原市	つがる市
上十三地区	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、東北町、平内町、六戸町、横浜町、六ヶ所村	十和田市	三沢市
下北地区	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村	むつ市	大間町
三八地区	八戸市、おいらせ町、五戸町、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町

別表第2（第5条関係）

被災市町村の属する地区	応援地区		
	第1順位	第2順位	第3順位
東青地区	中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区
中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区	東青地区
西北五地区	東青地区	中弘南黒地区	上十三地区
上十三地区	三八地区	下北地区	中弘南黒地区
下北地区	上十三地区	東青地区	三八地区
三八地区	上十三地区	中弘南黒地区	東青地区

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(応援市町村長) 様

(応援要請市町村長)

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援要請

標記について、次のとおり応援を要請します。

1 被害の種類及び状況	被害の種類	地震被害、津波被害、風水害、その他()
	被害の状況	
2 協定第3条第1項第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等		
3 協定第3条第1項第5号に掲げる職種別人員数		
4 応援場所及び応援場所への経路		
5 応援の期間		
6 その他上記以外に必要な事項		

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議 加盟市町災害時相互支援に関する協定書

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議に加盟する市町（以下「加盟市町」という。）は、加盟市町において地震、風水害等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生じた場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 支援を受けようとする被災市町は、次の各号に定める事項を明らかにし、第6条に定める災害支援本部にファクシミリ等により要請するとともに、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる支援に要する品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の人員数
- (4) 支援隊の集結場所及びその経路
- (5) 支援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（業務の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のないかぎり、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、原則として支援を要請した市町の負担とする。ただし、特別な事情により負担が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（災害支援本部）

第6条 加盟市町において大規模な災害が発生した場合は、災害が発生した当該年度の全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議の会長の市町に災害支援本部（以下「本部」という。）を置く。ただし、会長市町において災害が発生した場合は、前年度の会長市町に本部を置くものとする。

(本部の業務)

第7条 本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災市町の情報の収集

(2) 支援要請に基づく加盟市町間の連絡調整及び支援方法等の決定

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、加盟市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成8年10月24日から2年間とし、満了後は改めて協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この本通36通を作成し、市町の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(協定締結市町)

青森県むつ市
福島県岩代町
石川県加賀市
三重県志摩町
滋賀県近江町
京都府山城町
兵庫県淡路町
岡山県備中町
島根県石見町
徳島県阿波町
福岡県筑後市
宮崎県日向市

秋田県羽後町
千葉県下総町
福井県越前町
三重県伊勢市
京都府丹後町
大阪府摂津市
兵庫県播磨町
岡山県美作町
山口県長門市
高知県土佐町
福岡県豊前市
鹿児島県大隅町

福島県いわき市
長野県信濃町
岐阜県美濃町
三重県伊賀町
京都府丹波町
大阪府和泉市
岡山県備前町
島根県出雲市
愛媛県伊豫市
高知県土佐市
佐賀県肥前町
鹿児島県薩摩町

第 号
年 月 日

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議会長 様

市 町 名
市町長名

災 害 発 生 に よ る 支 援 要 請 に つ い て

全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議加盟市町災害時相互支援に関する協定に基づき、次のとおり支援を要請します。

項 目	内 容
1. 被 害 状 況	
2. 支援に要する品名、数量等	
3. 支援を要する職員の人員数	
4. 支援隊の集結場所 及びその経路	
5. 支 援 の 期 間	
6. その他支援に必要な事項	

災害時における むつ市内郵便局とむつ市間の協力に関する覚書

むつ市内の郵便局（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結した。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、むつ市内において地震等の災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に協力して円滑な災害対応を遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、むつ市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 甲の実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、むつ市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前2号以外の事項で協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、これに応じ協力するものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、むつ市災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、むつ市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においてはむつ郵便局総務課長、乙においてはむつ市総務部総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し、決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月9日

甲 　むつ市内郵便局代表
　　む　つ　郵　便　局　長

乙 　む　つ　市　長

災害時等における応急復旧活動の協力に関する協定書

むつ市公営企業局（以下「甲」という。）と協同組合むつ管工事協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び大規模な事故（以下「災害等」という。）が、むつ市給水区域内において発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水の確保を図り、もって市民生活の安定と速やかな応急復旧活動に寄与するため甲が所有する水道施設の応急復旧措置等（以下「応急復旧」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の所有する水道施設に被害を受けた場合並びに災害を未然に防止するため、甲は乙に対し協力を要請し、甲乙緊密な協力のもとに応急復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 応急復旧のための協力要請は、甲が災害等の状況、場所、応急復旧内容、派遣人員及び使用機材等について、電話又はその他の方法により乙に連絡することをもって行うものとする。

（出動）

第3条 乙は、前条の規定により協力要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を整え、必要な人員及び使用機材等を確保し、甲の応急復旧に出動するものとする。

2 乙は、災害等の発生により甲の所有する水道施設に相当の被害を受けたものと予測される場合は、前項の規定にかかわらず、自主的に必要な人員及び使用機材等を確保し、甲の応急復旧に出動するものとする。

（指揮者等）

第4条 前条の規定により出動した乙及び乙に所属する組合員（以下「組合員等」という。）は、甲の指揮に従い応急復旧に従事するものとする。ただし、甲の指示により第三者又は組合員等に指揮を執らせるときはこの限りでない。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく応急復旧に要した次の各号に掲げる費用については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急復旧用車両及び機械器具等の借上費
- (2) 運搬費及び人件費
- (3) 応急復旧に使用した組合員等の保有する資材費
- (4) その他甲が必要と認めた費用

(報告事項)

第 6 条 乙は、この協定により応急復旧に出動させることができる人員及び保有機材等の状況について、協定締結日より 30 日以内（次条の規定により本協定を更新した場合には、当該年の 4 月末日）に甲に対し報告するものとする。

(協定期間)

第 7 条 協定期間は、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 1 箇月前までに甲又は乙が特段の意志表示をしなかった場合は、引続き 1 年間継続するものとする。以後も同様とする。

(協議事項)

第 8 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 むつ市以外の都市で発生した災害により、当該都市から水道施設の応急復旧応援の要請を受けたときは、第 1 条の規定にかかわらずその都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 12 年 3 月 6 日

(甲) むつ市公営企業管理者

(乙) 協同組合 むつ管工事協会理事長

樣式編

目 次

様式 1	被害者実態調査票	1
様式 2	被害者名簿	2
様式 3	被害状況即報・確定報告	3
様式 4	被害状況調	5
様式 5	救助の実施状況	6
様式 6	医療施設被害	7
様式 7	環境衛生施設被害	8
様式 8	水道施設被害	9
様式 9・10	水稲被害	10
様式 11	りんご被害	12
様式 12	畑作・野菜・花き・一般果樹・桑樹被害	13
様式 13	果樹類樹体被害	14
様式 14・15	畜産関係被害	15
様式 16・17	農業関係共同利用施設被害	17
様式 18	農業関係非共同利用施設被害	19
様式 19	農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	20
様式 20	農地及び農業用施設の被害	21
様式 21	林業関係被害	22
様式 22	水産業関係被害	24
様式 23	漁港施設等被害	26
様式 24	商工業、観光施設被害	27
様式 25	土木施設被害	28
様式 26	文教関係被害	29
様式 27	福祉施設被害	30
様式 28	その他の公共施設被害	31
様式 29	災害発生報告書	32
様式 30	災害決定報告について	35
様式 31	災害救助費市町村交付金交付申請書	39
様式 32	救助実施記録日計票	42
様式 33	救助の種目別物資受払状況	43
様式 34	避難所設置及び収容状況	44
様式 35	避難勧告、指示発令報告書	45
様式 36	避難勧告、指示解除報告書	46
様式 37	避難所開設報告書	47
様式 38	避難所閉鎖報告書	48
様式 39	避難所日誌	49
様式 40	避難所収容者名簿	50

様式 41	避難所従事者勤務状況	51
様式 42	被災者救出状況記録簿	52
様式 43	炊き出し給与状況	53
様式 44	炊き出し給与簿	54
様式 45	給食者名簿	55
様式 46	飲料水の供給簿	56
様式 47	応急仮設住宅設置供与（住宅の応急修理）申請書	57
様式 48	着工届	58
様式 49	竣工届	59
様式 50	引渡書	60
様式 51	請求書	61
様式 52	精算書	63
様式 53	応急仮設住宅台帳	65
様式 54	住宅応急修理記録簿	66
様式 55	死体の搜索状況記録簿	67
様式 56	死体搜索の協力要請書	68
様式 57	死体処理台帳	69
様式 58	埋葬台帳	70
様式 59	障害物除去の状況	71
様式 60	障害物除去関係物資受払状況	72
様式 61	世帯構成員別被害状況	73
様式 62	物資の給与状況	74
様式 63	救護班活動状況	75
様式 64	病院、診療所医療実施状況	76
様式 65	傷病者名簿	77
様式 66	助産台帳	78
様式 67	輸送記録簿	79
様式 68	奉仕団の協力要請書	80
様式 69	奉仕団の活動状況記録簿	81
様式 70	人夫あっせん要請書	82
様式 71	人夫雇上げ台帳	83
様式 72	学用品給与調	84
様式 73	学用品購入計画書	85
様式 74	学用品の給与状況	86
様式 75	学用品給与対象者調	87
様式 76	自衛隊災害派遣要請書	88
様式 77	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	89
様式 78	青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書	90

様式 1

被害者実態調査票 (個票)										調査月日 年 月 日 時 分								
町会名					調査員氏名 立会人氏名													
世帯主等氏名					住 所					年令	職 業	事業を営んでいるとき						
世帯主		(電話)			むつ市							事業内容		従業員数				
所有者		(電話)																
被害状況					家族の氏名	続柄	年令	職業又は学校名			世帯内訳	被保護世帯	障害世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯	
人的被害	死者	行方不明	重傷	軽傷														
	人	人	人	人														
										課税状況								
										非課税 均等割 所得割								
住家被害	種類	住 家			非 住 家			備 考										
	被害の区分 (印をつける)	1 全壊(焼) 2 半壊(焼) 3 流失 4 一部破損 5 床上浸水 1~49cm 50~99cm 100cm以上 6 床下浸水			1 全壊(焼) 2 半壊(焼) 3 流失 4 一部破損 5 床上浸水 6 床下浸水			状況報告										
								再調査 有 ・ 無										
								被害認定										
害	棟数	棟			棟			家族構成	男	女	計	小学生	中学生	老人				
	所有	自家 借家 間借						人	人	人	人	人	人					
	建物用途	専用住宅 併用住宅 共同住宅 その他()						構造等 木造 鉄骨 RC 階建て										
	建築年次 増築等	明・大・昭・平成 年 月 日						面積 延床面積(必要な場合) 1階 m ² 2階 m ² 3階 m ²										
										主要構造部の損傷率(%)	0	20%未滿	50%未滿	50%以上				
										被害認定	損傷無し	一部損傷	半壊	全壊				

様式 2

被害者名簿

年 月 日 時 分 担当者

番 号	町会名	世帯主氏名	住 所	人 員	住 家					非 住 家			そ の 他
					損 傷		浸 水			損 傷	浸 水		
					全 部	所 有	床 上	床 下	所 有	全 部	床 上	床 下	
計													

(注) 全 部 全焼、全壊、流失
所 有 自家、借家、間借

一 部 半焼、半壊、一部破損
そ の 他 人的被害、家畜の被害、その他

様式 3

(被害状況即報・確定報告)

市 町 村			む つ 市			区 分			被 害			
災 害 名			災害名			田	流失・埋没		ha			
							冠 水		ha			
報 告 番 号			第 (月 報 日 時現在)				畑	流失・埋没		ha		
								冠 水		ha		
報 告 者 名								文教施設		箇所		
								病 院		箇所		
区 分			被 害				道 路		箇所			
人 的 被 害	死 者		人				橋りょう		箇所			
	行方不明者		人			河 川		箇所				
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾		箇所				
		軽 傷	人			砂 防		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟			の	清掃施設		箇所			
			世帯				崖くずれ		箇所			
			人				鉄道不通		箇所			
	半 壊		棟				被害船舶		隻			
			世帯				水 道		戸			
			人				電 話		回線			
	一 部 破 損		棟				電 気		戸			
			世帯				ガ ス		戸			
			人				ブロック塀等		箇所			
	床 上 浸 水		棟									
			世帯									
			人									
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯					
		世帯			り 災 者 数		人					
		人										
非 住 家	公 共 建 物		棟			火 災 発 生	建 物		件			
	そ の 他				危 険 物		件					
					そ の 他		件					

区 分		被 害		市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称					
公 立 文 教 施 設	千 円				設 置	月	日	時		
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	月	日	時			
公 共 土 木 施 設	千 円									
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円									
小 計	千 円									
そ の 他	農 産 被 害	千 円		災 害 救 助 法 の 適 用 の 有 無					有	無
	林 産 被 害	千 円								
	畜 産 被 害	千 円								
	水 産 被 害	千 円								
	商 工 被 害	千 円								
	そ の 他	千 円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千 円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					
備 考	災 害 発 生 場 所									
	災 害 発 生 年 月 日									
	災 害 の 種 類 概 況									
	消 防 機 関 の 活 動 状 況									
	そ の 他 (避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況)									

即報の場合は、被害額は省略することができるものとする。

様式 4

被害状況調

[災害発生 年 月 日]
 [災害対策本部設置 年 月 日]

区 分			人 的 被 害					住 家 の 被 害												非住 家の 被害 (棟)				
			死 亡	行 方 不 明	負 傷			計	棟 数					世 帯 数 及 び 人 員										
月 日 時 分 発(受)	発(受) 信者名	月 日 時 分 現 在			重 傷	軽 傷	小 計		全壊 (焼) 流失	半壊 (焼)	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	全壊(焼) 流 失		半 壊 (焼)		一 部 破 損			床 上 浸 水		床 下 浸 水	
			世帯	人員				世帯						人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯		人員			

様式 5

救助の実施状況

区分			避難所		応急仮設住宅		炊出し	飲料水	被服・寝具等				医療及び助産			救出	応急修理	学用品		埋葬	死体の捜索・処理	障害物の除去						
月日時分 発(受)	発(受) 信者名	月日時分 現在	箇所数 (箇所)	収容実人員 (人)	設置戸数 (戸)	完成戸数 (戸)	給食実人員 (人)	対象人員 (人)	給水車台数 (台)	世帯数 (世帯)	被服 (点)	寝具 (点)	その他 (点)	医療班		医療機関		分べん者数 (人)	救出人員 (人)	行方不明 (人)	対象数 (世帯)	小学生 (人)	中学生 (人)	埋葬数 (体)	処理数 (体)	対象世帯数 (世帯)		
														(班)	(人)	(機関)	(人)											

様式 6

医療施設被害

む つ 市
月 日 時現在

被 施 設 名	被 害 の 程 度							被 害 金 額 (千円)
	全 壊	半 壊	全 焼	半 焼	流 失	浸 水	そ の 他	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
計								

様式 7

環境衛生施設被害

む つ 市
月 日 時現在

施設名 / 区分	被害内容	被害額(千円)
計		

様式 8

水道施設被害

む つ 市
月 日 時現在

区分 施設名	被害内容	被害額 (千円)
計		

(注)被害内容には上水道、簡易水道ごとに、かつその被害程度を記入する。

様式 9

水稻被害

地区名	作付面積 ha	被害面積		被害収 減量 t	単価 円	被害額 千円	埋没・決壊		土砂侵入		冠水期間					冠水 被害量 t	浸水面 ha	被害農家 戸数 戸	うち被害率30%以上の被害農家戸
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				被害面積 ha	被害量 t	被害面積 ha	被害量 t	冠水期間								
											1日未満	1~2日	3~4日	5~6日	7日以上				
							()	()			()	()	()	()	()		()		

- (注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。
- 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあと差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
- 3 被害面積等の上段()には、被害率を記入する。
- 4 被害様相は次の区分による。
- 埋没・決壊 土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
 - 土砂流入 土砂の流入が畦畔の高さまで達しないもの
 - 冠水 稲が全部水中に没したもの
 - 浸水 水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水に至らないもの

様式 10

水稻被害

潮風害、干害、霜害等																
地区名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単価 円	被害額 千円	被害程度別面積内訳				減収量				被害農戸数 戸	うち被害率30%以上の被害農戸
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				30%未満 ha	30~49% ha	50~69% ha	70%以上 ha	30%未満 t	30~49% t	50~69% t	70%以上 t		

む つ 市
月 日 時現在

(注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 11

りんご被害

む つ 市
月 日 時現在

りんご被害

地区名	栽培面積	災害の 種類	種 目	被 害 面 積 h a	程 度 別				被 害 量			被 害 金 額 千円	備 考
					30% 未満 h a	30~ 49% h a	50~ 69% h a	70% 以上 h a	減 収 t	品 質 低 下			
										落 果 t	樹上損傷 t		
		1 水害	(1)園地浸水 (2)樹冠浸水 (3)土砂堆積埋没										1の(1)は樹冠下浸水をいう。従って被害面積欄のみに記入 1の(2)は樹冠の浸水割合によって程度別を記入 1の(3)の被害程度は次の区分により記入する。 地表から50cm以下：30%未満51cmから樹冠下：30~49%樹冠下から樹冠の半分：50~69% 樹冠の半分以上：70%以上
		2 風害	(4)樹の流失(本) (5)樹体損傷										
		3 雹害	(1)落果、樹上損傷 (2)樹体損傷(ha)(本)										
		4 雪害	(裂開、折損含む)										
		5 凍霜害	(ha)(本)										
合 計													
被 害 戸 数					戸	戸	戸	戸					

品種別被害割合

(単位 %)

地区名	区 分	つがる	陸 奥	ジョナ ゴールド	北 斗	王 林	ふ じ	その他
	減 収							
	落 果							
	樹上損傷							

- (注) 1 減収量：各被害種目毎の被害程度別面積
× (減収率 × 10 a 当たりの生産量)
- 2 品質低下量：各被害種目毎の被害程度別面積
× (品質低下率 × 10 a 当たり生産量)
- 3 減収額：減収量 × 1 t 当たり単価
- 4 品質低下額：品質低下量 × 1 t 当り損害単価
- 5 樹体損傷額：樹体損傷本数 × 被害損傷率
× 1 樹当たり樹体損傷額 (果樹共済算定方式)
- 6 第1報 (災害発生後直ちに報告) は 印のみ報告する。
第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。
確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 12

畑作・野菜・花き・一般果樹・桑樹被害

む つ 市
月 日 時現在

地区名	品目名	作 型	被 害 程 度 別 面 積 (h a)					被 害 減 収 量 (t)					単 価 (円)	被 害 額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
合 計															

- (注) 1 桑の被害額は、繭に換算して算出する。被害額は被害面積×被害率×10a当たりの収繭量による。
 作型の欄には、栽培暦等を参考の上、春まき栽培夏まき栽培及び路地、マルチ等の区分を記入する。
 備考欄には、別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入する。
 2 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。
 確定報告は、全ての欄に記入し報告する。

様式 13

果樹類樹体被害（りんごを除く）

地区名	樹種名	被害程度別面積（ha）				単価 （円）	被害額 （千円）	備考
		30%未満	30～69%	70%以上	計			
合計								

む づ 市
月 日 時現在

- （注）1 被害額は、樹体損傷面積×被害損傷率×10a当たり樹体損傷額（農畜産業用固定資産評価標準）-農林水産省-により算出する。
 2 第1報（災害発生後直ちに報告）は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。
 確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式 14

畜産関係被害

む づ 市 月 日 時現在										
家畜・畜産物等										
区分 地区名										備 考
	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	
	()			()			()			
合 計										

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入。
被害数量欄の()内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入。
- 2 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 15

畜産関係被害

む つ 市
月 日 時現在

牧草・飼料作物等

地区名	作物名	被害の 態 様		被害程度別面積 (ha)				被害減収量(t)				単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考	
				計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%				50~ 69%
		内訳													
		合 計													

- (注) 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒状、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。
- 2 備考欄に箇所数等を記入する。
- 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育別割合は、次の数値を参考とされたい。
牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1番草 50% 2番草 30% 3番草 20%
- 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみを報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 16

農業関係共同利用施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

農業協同組合及び同連合会所有のもの

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	
	()											
	()											
	()											
	計											
	計											
合	計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照
 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 17

農業関係共同利用施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

その他の所有のもの

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	
	()											
	()											
	()											
	計											
	計											
	合計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準について」を参照
 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 18

農業関係非共同利用施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

(地方公共団体施設被害についても本様式を持ってすること。)

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数額	被害額	
	()											
	()											
	()											
	計											
	計											
	合 計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照
 5 「件数等」には被害面積も記入する。
 6 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 19

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

む 月 日 時現在 市

	種 類	数 量	単 位	単 価(円)	被 害 額(千円)	備 考
生 産 資 材	()					
	()					
	計					
そ の 他	()					
	()					
	計					
	合 計					

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理するものをいう。
 2 「種類」欄の()内には農協等名を記入する。
 3 備考欄には被害の態様等を記入する。
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は 印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第 印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 21

林業関係被害

(1) 県林政課所管分〔概況・確定報告〕

災害名: _____

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位: 千円)

区分 地区名	林産施設等						林産物等						計			
	林産施設		苗畑施設		小計		林産物		種苗		林産物間接被害				小計	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
合計																

- (注) 1 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
 2 「林産施設」欄には、木材倉庫・貯木場・木材加工施設、木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工施設等の全壊、半壊等の被害を記入する。
 3 「苗畑施設」欄には、畑地流出、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等の被害を記入する。
 4 「林産物」欄には、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、しいたけ・わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計を記入する。
 5 「苗畑」欄には、樹種・面積・本数(千本、年生)等の被害について記入する。
 6 「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物等(木材・薪炭・特用林産物)をいう。

(2) 県治山課所管分〔概況・確定報告〕

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位：千円)

災害名： _____

区分 地区名	林 地				施 設 等								林 野 火 災			備 考			
	崩 壊 地		地 す べ り		海 岸		治 山		地 す べ り		小 計		林 道		件数		面積	被害金額	
	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額					
合 計	箇所 ha		箇所 ha		箇所 (m) ha		箇所 (m) ha		箇所 (m) ha		箇所 (m) ha		箇所 (m) ha		線 路 箇 所 m		件	ha	

様式 22

水産業関係被害

む つ 市
年 月 日現在
(金額単位：千円)

区分 地区名	水 産 業 関 係 施 設 被 害																			
	共同利用施設			非共同利用施設			地方公共団体施設			漁 船										
	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	規模	滅 失		大 破		中 破		小 破		計	
											隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
										無動力										
										動	5 ト 未 満									
										力	5 ト 以 上									
計																				

									(A)	(B) 水産物被害			(C) 組合在庫品被害			(D)=(B)+(C)	水産業関係
漁具・資材			養殖施設			漁場			施設等 被害計	種類	数量	金額	種類	数量	金額	水産物等 被害計	被害計 (A)+(D)
種類	数量	金額	種類	数量	金額	堆積物の種類	数量	金額									

様式 23

漁港施設等被害

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位:千円)

区分 地区名	漁港名	漁港施設		海岸		被害金額合計
		被災施設	被害金額	被災施設	被害金額	
計						

(注) 被災施設欄には、被災施設ごとに名称、被害内容、延長等を記入する。

様式 24

商工業、観光施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

名称 / 区分	被害内容	被害金額
計		

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにその被害程度を記入する。

様式 25

土木施設被害（国・県・市別）

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

区 分	被害箇所数	被 害 金 額	主 たる 被 害 箇 所 及 び 内 容
河 川			
砂 防			
道 路			
橋 梁			
下 水 道			
合 計			

(注) 主たる被害箇所及び内容欄には、被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載する。

様式 26

文教関係被害

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位:千円)

区分 地区名	児童・生徒(教職員)被害 職員被害					教科書被害	学校被害										社会教育施設						被害額合計				
	死 亡	行方不明	重 傷	軽 傷	計		幼稚園		小学校		中学校		高校		大学		各種学校		社会教育施設		社会体育施設			文化財			
							数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額		数	金額	数	金額
							数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額		数	金額	数	金額
計																											

様式 27

福祉施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位：千円)

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災延面積	被災の 程度の 内容	被災金額
計						

様式 28

その他の公共施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位：千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

むつ
平成 年 月 日

青 森 県 知 事 宛

む つ 市 長 名

災 害 発 生 報 告 書

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 災害発生場所
- 2 災害発生の日時
- 3 原 因
- 4 被害状況調(別紙1による外、被害地域および付近の平面図ならびに被害別による
損害見積額「住家、家財、被服、寝具、その他生活必需品に区分」を添付すること。)
- 5 応急対策およびとった処置
- 6 復旧対策
- 7 世帯別被害等調査票(別紙2)

被害状況調

(むつ市)

(年 月 日 時現在)

人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
計				
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		
		半壊及び半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	
			人員	
		半壊及び半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
人員				
床上浸水		世帯		
		人員		
床下浸水	世帯			
	人員			
非住家の被害				
国有林材減額措置	木材所用数量		平方メートル	
	申請数量		平方メートル	
	譲渡数量		平方メートル	

- (注) 1 棟(むね)とは、一つの建築物をいうものであること。
 なお、主屋に、主屋よりも延面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属物とみなすものである。
 2 国有林材の減額譲渡措置欄は、災害にかかり、応急仮設住宅設置にあたり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

青 森 県 知 事 宛

む つ 市 長 名

災 害 決 定 報 告 に つ い て

年 月 日 時 分ころ発生した災害について、その被害状況を下記のとおり
報告します。

記

1 災害発生の日時及び場所

(1) 年 月 日 時

(2) 場 所

2 災害の原因及び被害の概況

3 被害状況調べ

(1) 人的被害及び住家の被害

人 的 被 害					住 家 の 被 害													非住家の被害(棟)			
死 行 方 不 明 者	負 傷			計	棟 数					世 帯 数 及 び 人 員											
	重 傷	軽 傷	小 計		全 壊 (焼 流 失)	半 壊 (焼)	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	全 壊 (焼) 流 失		半 壊 (焼)		一 部 破 損		床 上 浸 水			床 下 浸 水		
										世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		世帯	人員	

(2) 世帯構成員別被害状況

区分	世帯構成員別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯	計	小児 小学校 児童	中生 中学校 生徒
世帯数	全壊(焼)流失													
	半壊(焼)													
	床上浸水													
人員	全壊(焼)流失													
	半壊(焼)													
	床上浸水													

4 すでにとった措置及びとろうとする措置

5 救助の種類別実施状況

(1) 避難所設置状況

月 日 時 分から 月 日 時まで 日間、次の 力所に避難所
を設置し、延 人を収容し 月 日 時をもって閉鎖した。

避難所名	月 日	月 日	月 日	計
小学校				
公民館				
神社				
計				

(2) 炊き出し実施状況

月 日より 公民館ほか 力所で延 名に対し、延 食の炊き出しを
実施した。

実施場所	力所	小学校	公民館
朝食	月 日	}	月 日
昼食	計 食		計 食
夕食			
	延 人	延 人	

6 救助費概算額

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救助費		円	円	
(1) 收容施設給与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延 人 戸			
(2) 炊き出しその他による 食品の給与費 炊き出し費 その他食品給与費	延 人 延 人 延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活 必需品給与費 全壊(焼)流失分 半壊(焼)床上浸水分	世 帯 世 帯			
(5) 医療及び助産費 医 療 費 助 産 費	延 人 延 人 延 人			
(6) 被災者救出費	延 人			
(7) 住宅の応急修理費	世 帯			
(8) 生業資金貸与費	世 帯			
(9) 学用品給与費 イ 教科書代 小 学 生 中 学 生 □ その他学用品費 小 学 生 中 学 生	人 人 人 人 人 人 人 人			
(10) 埋葬費 大 人 小 人	人 人			
(11) 死体搜索費	体 体			
(12) 死体処理費 一時保存料 検 案 料	体 体			
(13) 障害物除去費				
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
(16) 実費弁償費				
2 事務費				
合 計				

様式 31

むつ
平成 年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

災害救助費市町村交付金交付申請書

このことについて、次により市町村交付金を交付されたく関係書類を添えて申請いたします
のでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 申請金額 ¥
- 2 災害の内容 年 月 日発生した 災害
- 3 添付書類
 - (1) 請求書
 - (2) 災害救助費総額内訳書
 - (3) 事項別内訳書

別紙1

むつ
平成 年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

請 求 書

¥

ただし、年 月 日発生した 災害にかかわる災害救助の実施に要した
費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

別紙2

災害救助費総額内訳書(むつ市)

救助の種類	実支出額	算定基準による算定額	事務費 実支出額	事務費 算定基準額	算定基準額 合計	備考
避難所設置費						
応急仮設住宅設置費						
炊き出し費						
飲料水供給費						
輸送費						
事務費						
救済用物資						
合計						

別紙 3

事項別内訳書

むつ市

費 目	金 額	備 考
	円	
計		

- (注) 1 費目は、予算費目によるものとする。
 2 旅費、時間外勤務手当および通信費は、別紙明細書を添付すること。
 3 別紙明細書備考欄には、それぞれの救助種目を記載しておくこと。

別紙 3 - 1

旅費明細

むつ市

旅行者氏名	旅行期間	用務地	金 額	備 考
			円	

別紙 3 - 2

時間外勤務手当

むつ市

勤務月日	従事者氏名	金 額	備 考
		円	

別紙 3 - 3

通信費明細

むつ市

通信月日	通話先	金 額	備 考
		円	

救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

む つ 市

〔 責任者(市職員) 〕
〔 地区の代表者 〕

No.

月 日 時 分

員 数 (世 帯)

品 目 (数 量 ・ 金 額)

受 入 先

払 出 先

場 所

方 法

記 事

様式 33

救助の種目別物資受払状況

む つ 市

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 名	単 位	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊き出しその他による								
食 品 給 与 用								
給 水 用 機 械 器 具								
燃 料 浄 水 用 薬 品 資 材								
被 服 寝 具 等								
医 薬 品 衛 生 材 料								
被 災 者 救 出 用								
機 械 器 具 燃 料								
燃 料 及 び 消 耗 品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県よりの受入分及び市調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

様式 34

避難所設置及び収容状況

む つ 市

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数量		
		月 日 ~ 月 日	人	人			円	
計	既存建物 野外仮設 天 幕							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難勧告、指示発令報告書

むつ 年 月 日
~

青森県知事 宛

むつ市長名

災害対策基本法第60条の規定に基づき、次のとおり避難勧告（指示）の発令をしたので報告する。

- 1 災害等の規模及び状況
- 2 避難を勧告又は指示した日時
- 3 勧告又は指示した地域
- 4 対象世帯数及び人員
- 5 避難所開設予定及び人員
- 6 その他

避難勧告、指示解除報告書

災害対策基本法第60条の規定に基づき、発令した避難勧告（指示）を次のとおり解除したので報告する。

- 1 避難勧告（指示）を解除した日時

様式 37

避難所開設報告書

むつ 年 月 日
~

青 森 県 知 事 宛

むつ市長名

災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。

避難所開設の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間の見込み	
そ の 他	

避難所閉鎖報告書

むつ 年 ~ 月 日

青 森 県 知 事 宛

む つ 市 長 名

災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。

避難所閉鎖の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間	
その他	

様式 39

避難所日誌		避難所名	むつ市	避難所
月 日	記 事	責 任 者 認 印		

様式 40

避難所収容者名簿				避難所名	むつ市	避難所
氏名	性別	年齢	住所	収容期間		計
				自月日至月日	日間	

様式 41

避難所従事者勤務状況			避難所名		むつ市		避難所	
職名	氏名	所属	到着		退出			
			月日	時分	月日	時分		

被災者救出状況記録簿

む つ 市

年月日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具						実支出額	備 考	
		借 上 費			修 繕 料					燃料費
		数量	所有者(管理者) 氏 名	金額	修繕 月日	修 繕 費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円		
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 43

炊き出し給与状況（総括）

む つ 市

炊き出し場の 名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

（注）「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式 44

炊き出し給与簿

		む つ 市	炊き出し場	実施責任者		
給食年月日	給食区分	給食数	給食先	給食内容	備考	
計						

- (注) 1 「給食先」欄は、炊き出し配給先(例えば 避難所のように)記入すること。
 2 「計」欄は、給食区分別に記入すること。

様式 45

給食者名簿

		むつ市 避難所		責 任 者			
給 食 年 月 日	給 食 区 分	給 食 対 象 者				備 考	
		世 帯 主 氏 名	世 帯 員 数	住 所	給 食 数		
計							

飲料水の供給簿

む つ 市

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							燃 料 費	実支出額	備考
		借 入 費		修 繕 費			燃料費				
		数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費		修繕の 概要			
	人			円		円		円	円		
計											

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみその借入費を「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 47

むつ 年 ~ 月 日

青 森 県 知 事 宛

むつ市長名

災害救助法による応急仮設住宅設置供与（住宅の応急修理）について

年 月 日の火災(水害)により全壊(全焼)(流失)(半壊)(半焼)した被災者のうち別紙の者は、みずからの資力では住宅を得ることができない者（みずからの資力では住宅の応急修理をすることができない者）でありますから関係書類を添えて申請します。

（注）関係書類は別紙様式（調書）によること。

むつ年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

着 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 建 築 戸 数 棟 戸 建 棟 } 計 棟 戸
棟 戸 建 棟 }

3 着 工 年 月 日

上記のとおり着工したのでお届けします。

- (注) 1 着工後5日以内に届出すること。
2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

む つ 年 月 ~ 日

青森県知事 宛

むつ市長名

竣 工 届

- 1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事
- 2 建 築 戸 数 棟 戸 建 棟 } 計 棟 戸
棟 戸 建 棟 }
- 3 工 事 場 所
- 4 竣 工 年 月 日
- 5 工 事 費

上記のとおり竣工したのでお届けします。

- (注) 1 竣工後5日以内に届出すること。
2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

む つ ~
年 月 日

青 森 県 知 事 宛

むつ市長名

引 渡 書

- 1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事
- 2 設置場所および戸数
- 3 構造および面積
- 4 竣工年月日
- 5 引渡年月日

上記のとおりでありますから、引き渡しいたします。

む つ ~
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

請 求 書

¥

ただし、応急仮設住宅設置の概算金として、上記のとおり請求します。

(注) 上記請求書は、応急仮設住宅設置および住宅の応急修理のための概算交付を必要とする場合に用いるものであること。

別紙 1

応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書(むつ市)

設置供与を必要とする世帯主氏名	年令	職業	世帯人員	被災前の資産状況				収入状況	設置供与を必要とする理由	立退先の状況
				宅地	田畑	山林原野	家屋			

別紙 2

応急仮設住宅敷地予定調書(むつ市)

設置供与を必要とする世帯主氏名	敷地予定地					その他参考事項
	地番	地目	地積	土地所有者氏名	抵当権設定有無	

別紙 3

住宅の応急修理を必要とする者の調書(むつ市)

住宅の応急修理を必要とする世帯主氏名および住所	年令	職業	世帯人員	修理を必要とする箇所	被災前の資産状況				その他参考事項
					宅地	田畑	山林原野	家屋	

む つ ~
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

精 算 書

科 目	実支出済額	県費受入額	差引過不足額	摘 要
応急仮設住宅 (住宅の応急修理)				工事費 円 事務費 円

上記のとおり精算いたしました。

(注) 精算書には、請負による見積書(写)、工事請負契約書(写)ならびに設計書および設計図のほか別紙(1)および(2)(入札を行った場合)の書類を添付すること。

別紙 1

工事費および事務費内訳書(むつ市)

科 目	経 費	算 定 基 準
工 事 費	円	
基 盤 工 事		
木 工 事		
屋 根 工 事		
建 具 工 事		
手 間 工 事		
諸 経 費		
事 務 費		
設 計 料		
旅 費		
通 信 費		
消 耗 品 費		
計		

別紙2

年	月	日執行	入札執行者		立会人	
開 札 一 覧 表						
工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅工事			施 行 地 域	むつ市		
予定価格 一金 円也						
保 証 金	入 札 者 氏 名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備 考	

応急仮設住宅台帳

む つ 市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
										円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
 2 「家族数」欄には、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄には、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄には、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 54

住宅応急修理記録簿

む つ 市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
			円	
計	世帯			

(注) 別添として見取図を添付すること。

死体の搜索状況記録簿

む つ 市

年月日	搜索 人員	搜 索 用 機 械 器 具							燃 料 費	実支 出額	備考
		名称	借 上 費		修 繕 費						
			数 量	所有者 (管理者) 氏 名	金 額	修 繕 月 日	修繕費	修繕の 概 要			
					円			円		円	
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入する。
 2 借上費については有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

死体搜索の協力要請書

む つ ~
年 月 日

様

むつ市長名

死体搜索の協力方について（要 請）

災害により、次の者が貴市（町村）へ漂着していると推定されるので、その搜索について協力を要請します。

死体が漂着している と推定される地域					
死者の 氏名簿	氏 名		性別	男・女	年令
	着衣・持物等				
	死者の 特徴等				
その他参考 となる事項					
当市への 連絡先					

様式 57

死体処理台帳

む つ 市

処 理 年月日	死体発見の日 時及び場所	死亡者	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死体の 一 時 保存料	検 案 料	実 支 出 額	備考
		氏 名	氏 名	死亡者 との 関 係	品 名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式 58

埋葬台帳

む つ 市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年令	死亡者 との 関係	氏名	棺(付 属品を 含む)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
計		人								

- (注) 1 埋火葬を行った者が市長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋火葬を行った者に埋火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 59

障害物除去の状況

む つ 市

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要する 状態の概要	備 考
			円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式 60

障害物除去関係物資受払状況

む つ 市

年 月 日	品 名	単 位	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。

様式 61

世帯構成員別被害状況

む つ 市
年 月 日現在

区分		世帯構成員別										計	小児 学 校 童	中 生 学 校 徒	
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯				
世帯数	全壊(焼)・流失														
	半壊(焼)														
	床上浸水														
人員	全壊(焼)・流失														
	半壊(焼)														
	床上浸水														

物資の給与状況

む つ 市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				布団	毛布			
		人	月 日				円	
計	全壊	世帯						
	半壊	世帯						

災害救助物資としての上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者氏名

- (注) 1 「住家の被害程度区分」欄には、全壊(焼)・流失又は半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与月日」欄には、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄には、数量を記入すること。

様式 64

病院、診療所医療実施状況

む つ 市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
		月 日				点	点	円	
計 機関									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に 印を記入すること。

様式 67

輸送記録簿

む つ 市

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上費		繕費					燃料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修理 月日	修繕 費				故障の 概要
			車種	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円					円	円		
計													

- (注) 1 「目的」欄には、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

奉仕団の協力要請書

む つ ~
年 月 日

奉仕団体の代表者 宛

むつ市長名

災害の救助活動に次により御協力を要請します。

要 請 の 理 由	
作 業 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式 69

奉仕団の活動状況記録簿

むつ市

奉仕団体名		報告班名		
月日	奉仕期間	奉仕者氏名	作業内容	備考

様式 70

人夫あっせん要請書

む つ 年 月 ~ 日

むつ公共職業安定所長 宛

むつ市長名

災害の救助活動の従事者を次によりあっせん方をお願いします。

要 請 の 理 由	
従 事 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式 71

人夫雇上げ台帳

救助種目別

む つ 市

住 所	氏 名	年 令	日 額	月 分							基本賃金		割増賃金		計	備 考
				日	日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額		
計	人			人	人	人	人	人	人	人						

(注) 1 本台帳は、救助種目ごとに作成すること。
 2 各日別就労状況は、1日就労したものは上欄に「1」と表示し、時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を下欄に記入しておくこと。

学用品给与調

む つ 市

区分 学校名	全壊（焼）・流失				半壊（焼）・床上浸水				計				合計
	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	
小中学校 合計 校													

様式 73

学用品購入計画書

む つ 市

学校名												
			区分		全壊（焼）・流失		半壊（焼）床上浸水		合 計		備 考	
学年	品名	単価	児 童 生 徒	数 量	金 額	児 童 生 徒	数 量	金 額	数 量	金 額		
		円			円			円		円		

様式 74

学用品の給与状況

む つ 市

学校名・学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
				教科書			その他学用品				
				国語	算数		鉛筆	ノート			
										円	
計	小学校										
	中学校										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)
氏名

- (注) 1 給与月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式 75

学用品給与対象者調

む つ 市

保護者の 被害区分	児 童 (生徒) 氏 名	保護者 氏 名	調 査 月 日	給 与 品 の 内 訳						支 出 予定額	備 考
				教 科 書			その他学用品				
				国語	算数		鉛筆	ノート			
										円	
計	全壊(焼 流 失)										
	半壊(焼 床上浸水)										

学用品の給与対象者は上記のとおりです。

年 月 日

学校長

自衛隊災害派遣要請書

む つ 450 ~
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派 遣 を 希 望 す る 区 域	地区
4	派 遣 を 必 要 と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被 害 状 況	
6	派 遣 を 希 望 す る 人 員 及 び 機器の概数（車両、船舶、 航空機等）	
7	派 遣 先 の 責 任 者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

様式 77

自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

む つ 450~
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名

自衛隊の派遣部隊撤収要請について(依頼)

災害に派遣された部隊について、災害派遣の目的を達成したので、次により撤収方を要請して下さるようお願いいたします。

- 1 派遣部隊撤収の日時
- 2 派遣部隊名及び隊員数

様式 78

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請市町村等名		青森県 むつ市 0175 22 1111 発信者
2 災害の種別		行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他()
3 要請内容		捜索・救助・傷病者搬送・空中消火・偵察・広報・撮影・輸送 その他()
4 消防覚知日時		平成 年 月 日() 時 分
5 県への要請日時		平成 年 月 日() 時 分
6 発生場所		(市・町・村) 字 番地 (目標) (離着陸場所)
7 捜索・救助の場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳(M・T・S・H 年 月 日生) 住所 職業
	要救助者の家族の状況 (家族構成・氏名・年齢・住所・電話番号・職業等)	
8 災害の概況(事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。)		
9 現場指揮者		所属・職・氏名
10 現場との連絡手段		無線等種別 携帯電話等 コールサイン等

11 傷 病 者 輸 送 等 の 場 合	傷 病 者	氏名 (男・女) 歳(M・T・S・H 年 月 日生) 住所 職業
	傷病者の家族の状況 (家族構成・氏名・年齢・ 住所・電話番号・職業等)	
	傷病名・症状 搬送病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車輛所属名 同乗者(医師名)等	
12 気 象 状 況	天候 風向 風速 m/sec 気温 視界 m 気象予警報(警報・注意報)	
13 必 要 資 機 材		
14 その他必要な事項		
地図(目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)		

以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日() 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の手配	要手配・手配不要 (ドラム缶 本)

特 記 事 項	
---------	--

むつ市地域防災計画
- 資料・様式編 -

平成20年1月修正
昭和40年5月作成
昭和46年6月修正
昭和48年2月修正
昭和54年3月修正
昭和57年9月修正
昭和63年3月修正
平成元年3月修正
平成12年3月修正

編集発行 むつ市防災会議
(事務局) むつ市総務部防災調整課

